

大蔵委員會議録 第十二号

昭和二十六年二月十日(土曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
理事 小山 長規君 理事 西村 直己君
理事 田中 繼之進君

出席政府委員

有田 二郎君 大上 司君
佐久間 徹君 清水 進平君
高岡 松吉君 三宅 則義君
宮崎 晴君 塚田十一郎君
宮腰 喜助君 竹村奈良一君
出席國務大臣

大蔵大臣

池田 勇人君

出席政府委員

大蔵事務次官

西川基五郎君

大蔵事務官

平田敏一郎君

(主税局長)

委員外の出席者

専門員

椎木 文也君

専門員

黒田 久太君

二月九日

委員牧野寛素君及び中川俊思君辭任につき、その補欠として大上司君及び島村一郎君が議長の指名で委員に選任された。

二月九日

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二五号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二六号)

通行税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二七号)

登録税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二八号)

相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二九号)

印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三〇号)

骨牌税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三一号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三二号)

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

(内閣提出第三三号)

一月十六日

旧漁業権に対する補償金の免税に関する諸願(石原圓吉君紹介)(第三四号)

二月八日

たばこ民営反対の諸願(今井耕君紹介)(第四一六号)

同(川野芳満君紹介)(第四七四号)

同(川野芳満君外一名紹介)(第四七五号)

映写機、同部分品及び附属品に対する物品税減免の諸願(川島金次郎君外一名紹介)(第四一七号)

相互銀行法制定に関する諸願(山本猛夫君紹介)(第四一八号)

黒糖に対する消費税撤廃の諸願(中馬辰猪君紹介)(第四一九号)

葉たばこ耕作保護対策確立の諸願(小平久雄君外四名紹介)(第四七三号)

揮発油税軽減に関する諸願外一件(村上清治君紹介)(第四七六号)

同外三十三件(満尾亮君紹介)(第四七七号)

未帰還者留守家族に対する課税減免の諸願(庄司一郎君紹介)(第四八六号)

旧漁業権に対する補償金の免税に関する諸願(石原圓吉君紹介)(第五〇七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二五号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二六号)

通行税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二七号)

登録税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二八号)

相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二九号)

印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三〇号)

骨牌税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三一号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三二号)

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

(内閣提出第三三号)

公聴會開會承認要求に関する件

○夏堀委員長 これより會議を開きます。

昨九日本委員会に付託されました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、登録税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、骨牌税法の一部を改正する法律案、以上税法七件を一括議題として、まず政府当局より提案趣旨の説明を求めます。池田大蔵大臣。

法の一部を改正する法律案、登録税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、骨牌税法の一部を改正する法律案、以上税法七件を一括議題として、まず政府当局より提案趣旨の説明を求めます。池田大蔵大臣。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「及び財産区」を「財産区及び港灣法の規定による港灣局」に改め、同條第二号中「法令による公団」の下に「及び連合国軍人等住宅公社」を加え、同條第七号中「船舶運賃會」を「船舶管理委員會」に改め、同條第十号中「及び社会保険診療報酬支拂基金」を「社会保険診療報酬支拂基金及び日本放送協會」に改め、同條第十一号中「国家公務員法第九十八條の規定に基づく法人たる国家公務員の組合その他の団体」を「国家公務員法第九十八條又は地方公務員法第五十四條の規定に基づく法人たる国家公務員又は地方公務員の団体」に改める。

第五條第一項第一号中「株式又は出資については、その拂込金額以下本條において同じ。」を削り、同項第三号中「拂込金額」を「価額」に改め、同項に次の一号を加える。

四 個人が株式を有している場合において、当該株式を発行する法人が法人税法第十六條に規定する積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立金額のうち、当該個人の有する株式に対応する部分の金額

同條第二項中「前項各号」を「前項第一号乃至第三号」に、「当該財産が当該法人以外の法人の株式又は出資であるときは、その拂込金額のうち、当該法人の」を「その取得した財産が株式又は出資であるときは、当該株式又は出資の価額のうち、当該財産取得の要因となつた」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項第一号又は第二号の場合において、株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少又は解散に因り取得する財産のうち株式又は出資があるときにおける当該株式又は出資の価額及び同項第三号の場合において合併に因り取得する株式又は出資の価額は、前二項及び第十條の二第四項において適用する同條第二項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。

但し、第一項第一号又は第二号の場合において取得する株式を発行している法人が無額面株式を発行しているとき及び同項第三号の場合において合併に因り無額面株式を発行したときにおいては、当該株式

の価額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額に等しいとする。

一 当該株式の取得の基因となつた株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議があり、退社若しくは脱退があり又は解散に因る残余財産の分配に関する決定があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を発行済株式の総数で除した金額

二 当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の時における資本の金額を当該合併に因り発行した株式の総数で除した金額）

第六條第七号中「又は贈與」を「又は個人若しくは法人からの贈與」に改める。

第八條第一項中（当該親族の所得の金額が第十三條の二第一項の規定により合算される場合においては、総所得金額から同項に規定する資産所得の金額を控除した金額）を削り、「二万二千円」を「一万五千円」に改め、同條第二項の次に次の三項を加える。

この法律において老年者とは、年齢六十五歳以上の者をいう。
この法律において寡婦とは、左に掲げる者で、扶養親族を有し、

且つ、老年者でないものをいう。

一 夫と死別し又は夫と離婚した後婚姻をしていない者

二 夫の生死の明らかでない者

この法律において勤労学生とは、学校教育法第一條又は第九十八條に規定する学校の学生、生徒又は児童で、自己の勤労に基いて得た第九條第一項第四号乃至第六号、第九号又は第十号に規定する所得を有し、且つ、左の各号に掲げる要件を備えているものをいう。

一 自己の勤労に基いて得た所得以外の所得の金額が五万円をこえない者であること

二 第九條の規定により計算した総所得金額が十万円をこえない者であること

同條第三項中「前二項を前五項に、年の中途において死亡した者」を「年の中途において死亡した者については、又、その者に改め、同條第四項中「不具者」の下に「及び第四項第二号に規定する寡婦を加える。」

第九條第三項中「他のいづれの」を「いづれの所得の計算上の損失の金額を他のいづれの」に改める。

第九條の二第一項中「第二十六條の四（第二十九條第五項）を、第二十六條の三（第二十九條第三項）に、第三十六條を、第十四條の二第一項第一号の規定により特別所得金額の四

分の二に相当する金額から控除された純損失の金額及び第三十六條に、

「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に、「第十四條第一項第二号」を「第十四條第二号」に改め、同條第三項中「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、同條第四項中「第二十六條の三第一項の規定による損失申告書」を「第二十六條の二第二項の規定による損失申告書又は第二十六條第一項の規定による確定申告書」に、

「第二十六條第一項の規定による確定申告書又は第二十六條の二第二項の規定による農業確定申告書」を「又は確定申告書」に改め、同條第五項中「その年のいづれの所得」を「いづれの年の純損失の金額若しくは第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額を、又、その純損失の金額のうちいづれの所得の計算上の損失の金額を、その年のいづれの所得」に改める。

第十條第二項中「及び国税徴収法」を「国税徴収法」に改め、「徴収するものを除く。」の下に「及び地方税法の規定により徴収する過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額又は延滞加算金額」を加え、同條第三項中「市町村民税」の下に「市町村民税に係る延滞金額を含む。」を加え、同條第五項中「第十條の七」を「第十條の六」に改める。

第十條の二第四項中、「財産の価額」とあるのは「株式又は出資の拂込金額」を削る。

第十條の三を削る。

第十條の四第二項中、「農業確定申告書」を削り、同條を第十條の三とする。

第十條の五第二項中、「農業確定申告書」を削り、同條を第十條の四とする。

第十條の六第二項中「第十條の三に規定する株式又は出資を取得するために要した金額を含む。以下本條において同じ。」を削り、同條第三項中「収入金額」を「収入金額から伐採費又は譲渡に關する経費を控除した金額」に改め、同條を第十條の五とする。

第十條の七を第十條の六とする。

第十一條の四第一項中「扶養親族の総所得金額（当該扶養親族の所得の金額が第十三條の二第一項の規定により合算される場合においては、当該個人が同項に規定する主たる所得者でないときは、総所得金額から同項に規定する資産所得の金額を控除した金額）以下本條において同じ。」との合計額」及び「控除し、なお不足額があるときは、これをその扶養親族の総所得金額から」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第十一條の五 第一條第一項の規定に該当する個人が自己又は自己と

生計を一にする配偶者その他の親族を被保険金受取人とする生命保険契約のために支拂つた保険料がある場合においては、その支拂つた保険料の金額（その金額が二万円をこえる場合においては、二万円）を、その個人の総所得金額から控除する。

第十一條の五中「二万二千円」を「二万五千円」に改め、同條を第十一條の六とする。

第十一條の六第一項及び第二項中「二万二千円」を「二万五千円」に改め、同條第三項を削り、同條を第十一條の七とし、同條の次に次の三條を加える。

第十一條の八 第一條第一項の規定に該当する個人が老年者である場合においては、一万五千円をその総所得金額から控除する。

第十一條の九 第一條第一項の規定に該当する個人が寡婦である場合においては、一万五千円をその総所得金額から控除する。

第十一條の十 第一條第一項の規定に該当する個人が勤労学生である場合においては、一万五千円をその総所得金額から控除する。

第十二條第一項中「二万五千円」を「三万円」に改め、同條第二項から第四項までを削り、同條第五項中「前四條及び前四項」を「前八條及び前項」に改める。

第十三條中「前五條」を「前九條」に、

「五万円以下の金額
五万円をこえる金額
八万円をこえる金額
十万円をこえる金額
十二万円をこえる金額
十五万円をこえる金額
二十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額

百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分の三十五
百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五

「五万円以下の金額
五万円をこえる金額
十万円をこえる金額
十五万円をこえる金額
二十万円をこえる金額
三十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額
百万円をこえる金額

百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分の三十五
百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五

に改める。

を削り、「第二十一條第三項及び第六項」を「同條第四項」に改め、「六月一日」を「七月一日」に、「第一項の場合においては「十月一日」、第二項の場合においては「十一月一日」と読み替え、又第二十一條第六項中「五月三十一日」とあるのは、第一項の場合においては「九月三十日」、第二項の場合においては「十月三十一日」とを「十一月一日」とに改める。

第二十四條中「第二十一條の二及び前三條に規定する申告書」を「乃至前條の規定による申告書、申請書又は請求書」に改める。

第二十五條中「第十一條の三乃至第十一條の六」を「第九條の二、第十一條の三乃至第十一條の十」に、「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書又は農業十一月予定申告書」を「七月予定申告書又は十一月予定申告書」に、「第二十一條第一項第八号又は第九号」に、「第二十三條第三項又は第四項の規定により更正の請求をなす場合」を「第二十三條第二項の規定による更正の請求をなし、当該請求に因り第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合」に改める。

第二十六條第一項中「農業所得者を除く」を削り、「二万五千円」を「三万円」に、「一月一日から同月三十一日」を「二月一日から同月末日」に、「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に、「第二十六條の三第二項の規定に該当」を「第二十六條の二の規定による損失申告書を提出」に改

め、同項第二号中「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、同項第三号中「第十三條乃至第十三條の三」を「第十三條」に改め、同項第四号中「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、同項第一号を「同條第一号」に改め、同條第二項各号中「扶養親族及び不具者の数を一万二千円に乘じて計算した金額」を「第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額」に改め、同項第一号中「三十五万五千円」を「五十万五千円」に改め、同項第二号中「又は納税義務者とその扶養親族の給與所得を合算する場合」を削り、「十万円」を「十五万円」に改め、同項第三号中「十万円」を「十五万円」に改め、同條第五項中「第二十一條第四項及び第五項並びに」を削る。

第二十六條の二を削る。

第二十六條の三第一項中「その年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額がある場合」を削り、「二万五千円」を「三万円」に改め、「以下本條において同じ」の下に「であつて、その年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額があり、且つ、当該金額が当該総所得金額をこえる場合を加へ、一月一日から同月三十一日まで（農業所得者については、翌年二月一日から同月末日まで）を「二月一日から同月末日」まで」に改め、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同條第二項中「その年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額

がある場合で」を削り、「二万五千円」を「三万円」に改め、「零である場合」の下に「であつて、その年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額があり、且つ、当該金額が当該総所得金額をこえる場合」を加へ、同條第三項を次のように改め、同條を第二十六條の二とする。

前條第四項の規定は、前二項の場合について、これを準用する。

第二十六條の四第一項中「前三條」を「前二條」に改め、「若しくは農業確定申告書」を削り、同條第四項及び第七項中「年分を」を「年分以後」に改め、同條第十項中「第十條の四」を「第十條の三」に改め、同條を第二十六條の三とする。

第二十七條中「若しくは農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、「若しくは修正農業確定申告書」、「又は農業確定申告書」、「又は修正農業確定申告書」及び「修正農業確定申告書」を削り、同條第七項中「第二十三條第六項乃至第六項」を「第二十三條第四項乃至第六項」に改める。

第二十八條中「第十一條の六」を「第十一條の十」に改め、「若しくは農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改める。

第二十八條の二中「若しくは農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改める。

「第二十六條の二第二項」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「第二十六條の四」を「第二十六條の三」に改め、同條第七項中「第十一條の三乃至第十一條の六」を「第九條の二、第十一條の三乃至第十一條の十」に改める。

第三十條第一項を削り、同條第二項中「農業七月予定申告書」を「七月予定申告書」に改め、同條第三項を次のように改める。

十一月予定申告書を提出した者（第二十二條第三項において準用する第二十一條の二第十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者を含む）は、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、前項に規定する第二期及び第三期において、政府に納付しなければならない。

第三十一條中「十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書」を「修正予定申告書」に改め、「又は第二項」を削り、「六月予定申告書又は農業七月予定申告書」を「七月予定申告書」に改める。

第三十二條第一項中「又は農業確定申告書」を削り、同條第三項中「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に改め、「若しくは農業確定申告書」を削り、同條第四項中「又は修正農業確定申告書」を削る。

第三十三條第二項中「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書、農業十一月修

正予定申告書、確定申告書、農業確定申告書」を「七月予定申告書、十一月予定申告書、修正予定申告書、確定申告書」に、「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に、「第二十二條の二」を「第二十二條」に改め、同條第三項中「第十一條の六」を「第十一條の十」に改め、「前項の場合」の下に「及び損失申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合」を加へ、同條第四項中「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に、「六月予定申告書、農業七月予定申告書又は農業十一月予定申告書」を「七月予定申告書又は十一月予定申告書」に、「第二十二條の二」を「第二十二條」に改める。

第三十四條第三項中「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項」に改める。

第三十五條第二項中「若しくは農業確定申告書」を削る。

第三十六條第一項中「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、同條第四項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第三十六條の二第一項中「若しくは農業確定申告書」を削り、同條第二項中「農業確定申告書」を削り、同條第三項中「前條第五項乃至第七項」を「前條第三項乃至第七項」に改める。

第三十六條の三第一項中「農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、同條第二項中「農業確定申告書」を削る。

第三十八條第一項第一号から第五号まで及び第八号中「第三十九條」を「第三十九條第一項又は第二項」に改め、同項第八号中「第十一條の五」を「第十一條の六」に、「三十万円」を「四十四万円」に改め、同項の次に次の一項を加える。

自己を不具者、老年者、寡婦又は勤労学生として第三十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者に対し給與を支拂う場合においては、その申告に並び、その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当することに扶養親族一人を有するものとして前項の規定を適用する。

同條第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改める。

第三十九條第一項中「給與の支拂を受ける者を除く。」の下に「以下本條において同じ。」を加え、「並びに扶養親族及び不具者の氏名」と及び扶養親族又は不具者を有する場合にその氏名、自己が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合にはその事実」に改め、同條第二項中「給與の支拂者又は扶養親族若しくは不具者に」とを、当該申告に係る事項について」に改め、同項の次に次の一項を加える。

この法律の施行地において支拂を受ける給與所得を有する者は、

命令の定めるところにより、第十一條の五の規定により控除を受ける保険料の金額その他必要な事項を記載した申告書を、給與の支拂者を経由し、毎年最後に給與の支拂を受ける日の前日までに、政府に提出しなければならない。

同條第三項中「前二項」を「前三項」に改める。

第四十條中「支拂をなす者」の下に「当該個人に係る前條の規定による申告書の提出を経由した者であつて、且つ、当該個人に対しその年最後に給與の支拂をなすものに限る。」を加え、「三十五万五千円」と扶養親族及び不具者の数を一万二千円に算して計算した金額との合計金額を、五十万円と第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額との合計金額に、「第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除前の当該所得に対して第十五條の規定を適用した場合における税額」を、当該給與所得の収入金額（当該個人が前條第三項の規定による申告書を提出している場合においては、その申告に並び、当該収入金額から第十一條の五の規定により控除を認められる保険料の金額を控除した金額）並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に並び、別表第三に掲げる税額に、「その年最後に又はその翌年において給與

の支拂をなす際徴収すべき所得税額にこれを充當し、（徴収すべき税額がないときは還付し、）不足額は、その年最後に又はその翌年において給與の支拂をなす際、これをその年最後に給與の支拂をなす際徴収すべき所得税額にこれを充當し、なお過納額があるときはその翌年において給與の支拂をなす際徴収すべき所得税額に順次これを充當し、（これらの場合に徴収すべき税額がないときは、還付し、）不足額は、その年最後に給與の支拂をなす際これを徴収し、なお不足額があるときはその翌年において給與の支拂をなす際」に改め、同條に次の一項を加える。

第三十八條第二項の規定は、前項の場合において別表第三に掲げる税額を求めるときについて、これを準用する。

第四十四條第一項中「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書」を「七月予定申告書又は十一月予定申告書」に改め、「又は農業確定申告書及び「又は修正」を削り、「若しくは農業確定申告書を提出する義務があつた者又は前年分について損失申告書を提出した者」を、提出する義務があつた者若しくは前年分について損失申告書を提出した者でその年分について七月

予定申告書若しくは十一月予定申告書を提出したもの又は修正予定申告書を提出した者」に改め、同條第二項中「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書又は農業十一月予定申告書」を「七月予定申告書又は十一月予定申告書」に、「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に改め、同條第三項中「第二十三條第一項又は第二項の規定に該当する事実」を「不足額」に改め、同條第五項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第四十五條第一項及び第二項中「第三十條第一項乃至第三項」を「第三十條第一項又は第二項」に改める。

第四十六條第一項中「農業確定申告書、」及び「修正農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、同條第二項中「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、「又は農業確定申告書」を削り、同條第四項中「又は農業確定申告書」を削り、同條第六項及び第七項中「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、同條第八項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第四十六條の二の次に次の一條を加える。

第四十六條の三 確定申告書、損失申告書又は第二十九條第一項に規

定する申告書を提出した者については、その申告した年分に係る第四十四條又は第四十六條の規定による更正又は決定（その者が損失申告書又は第二十九條第一項に規定する損失申告書に相当する申告書の提出と同時に第三十六條の規定による所得税額の還付の請求をなした場合に、当該請求の基礎となつた純損失の金額に係る第四十六條の規定による更正を含む）は、第九條の二第一項又は第三項の規定による損失の金額の控除に關し、当該損失を生じた年分に係る第二十六條の二第一項第一号に規定する額についてなす第四十六條第一項又は第六項の規定による更正を除く外、これらの申告書の提出期限から三年を経過した日（その日前にこれらの申告書の提出があつた場合には、その日とこれらの申告書を提出した日から二年を経過した日）とのいずれか遅い日）以後においては、これをなすことができない。但し、詐偽その他不正の行為により所得税を免れ又は第三十六條若しくは第三十六條の二の規定による所得税額の還付を受けた者の当該所得税又は当該所得税額については、この限りでない。

前項の規定は、時刻に關する他の法律の規定の適用を妨げるもの

と解してはならない。

第四十八條第一項中「第二十三條第六項」を「第二十三條第四項」に、「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項」に、「同條第五項」を「同條第五項（第三十六條の二第三項において準用する場合を含む。）及び同項」に、「第二十三條第三項若しくは第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、同條第二項中「第二十三條第八項」を「第二十三條第六項」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、当該再調査の請求の目的となつてゐる処分が、青色申告書（当該申告書と同時に提出した第三十六條第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）の書類を含む。）に係る第四十六條の規定による更正又は当該更正に係る過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額の賦課に関する処分である場合においては、当該更正に係る第四十七條の規定による税額、過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額については、税金の徴収を猶予しない場合においても、当該再調査の請求があつた日から当該請求に係る事項について第五項の規定による決定の通知をなした日までは、国税徴収法の規定による督促又は滞納処分をなすことができない。

同條第三項中「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に、「第二十六條の四第九項（第二十九條第五項）を「第二十六條の三第九項（第二十九條第三項）に改め、同條第六項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第五十三條中「確定申告書、農業確定申告書、修正確定申告書又は修正農業確定申告書」を「確定申告書又は修正確定申告書」に改める。

第五十四條第一項中「確定申告書、農業確定申告書、修正確定申告書若しくは修正農業確定申告書」を「確定申告書」に改める。

第五十五條第一項第二号中「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書、農業十一月修正予定申告書、確定申告書、農業確定申告書」を「七月予定申告書、十一月予定申告書、確定申告書」に改め、同條第三号中「修正農業確定申告書及び」、農業確定申告書」を削り、同條第四号中「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項」に改める。

第五十七條第一項中「農業確定申告書」若しくは「農業確定申告書」及び「修正農業確定申告書」を削り、「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項」に改め、「若しくは修正農業確定申告書」を削り、同條第二項中「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項」に改め、同條第八項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第五十七條の二第二項中「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項」に改め、同條第八項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第六十一條の二第一項中「この法律の施行地において法人が」を「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、」に改め、「当該法人は、」を削り、同條第一号中「（株式又は出資についてはその拂込金額 以下本條において同じ。）を削り、同條第三号中「拂込金額」を「価額」に改め、同條の次に次の一項を加える。

第五條第三項の規定は、前項第一号及び第二号に規定する金銭以外の財産のうち株式又は出資がある場合における当該株式又は出資の価額並びに同項第三号に規定する株式又は出資の価額について、これを準用する。

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「金額」の下に「及び同項第一号又は第二号に規定する金銭以外の財産のうち無額面株式を発行する法人の株式がある場合には、第五條第三項第一号に掲げる当該株式の価額」を加え、同條第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同條の次に次の一項を加える。

第六十一條の三 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、当該法人の法人税法第六條に規定する積立金額を資本に組み入れた場合においては、命令の定めるところにより、政府及びその組入をなした時における株主、社員又は出資者に対して、その資本に組み入れた金額を株式又は出資の数で除して計算した一株又は出資一口当りの金額その他必要事項を通知しなければならない。

第六十二條第一項中「一月二十五日」を「一月三十一日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第三十九條の規定による申告に於て、その者の有する扶養親族及び不具者の数、第十一條の五の規定により控除を受けた保険料の金額並びにその者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうかの別

第六十二條の三第一項中「農業確定申告書、」及び「修正農業確定申告書」を削り、同條第二項中「第二十六條の二第二項」に改め、同條第三項から第五項までを削る。

第六十二條の四第一項中「又は農業確定申告書」及び「（第十三條の二第一項又は第十三條の三第一項の規定の適用がある場合においては、これらの規定に規定するあん分前の税額）を削り、同條第三項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第六十五條第五項中「第十條の四」を「第十條の三」に改める。

第六十七條第一項中「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改める。

第六十九條の四中「農業確定申告書」及び「若しくは農業確定申告書」を削る。

第七十條第一号中「又は農業確定申告書」を削り、「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書」を「七月予定申告書又は十一月修正予定申告書」に、同條第二号中「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に改め、同條第六号中「第六十一條の二第一項」の下に「又は第六十一條の三」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表(第十五條の規定による所得税額表)

(一)

課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額又は調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
500円未満	円	円	%	51,000	円	円	%	112,000	円	円	%
500	1,000	100	20	52,000	53,000	10,500	20	114,000	116,000	26,700	23
1,000	1,500	200	20	53,000	54,000	10,750	20	116,000	118,000	27,300	23
1,500	2,000	300	20	54,000	55,000	11,000	20	118,000	120,000	27,900	23
2,000	2,500	400	20	55,000	56,000	11,250	20	120,000	122,000	28,500	23
2,500	3,000	500	20	56,000	57,000	11,500	20	122,000	124,000	29,100	23
3,000	3,500	600	20	57,000	58,000	11,750	20	124,000	126,000	29,700	23
3,500	4,000	700	20	58,000	59,000	12,000	20	126,000	128,000	30,300	24
4,000	5,000	800	20	59,000	60,000	12,250	20	128,000	130,000	30,900	24
5,000	6,000	1,000	20	60,000	61,000	12,500	20	130,000	132,000	31,500	24
6,000	7,000	1,200	20	61,000	62,000	12,750	20	132,000	134,000	32,100	24
7,000	8,000	1,400	20	62,000	63,000	13,000	20	134,000	136,000	32,700	24
8,000	9,000	1,600	20	63,000	64,000	13,250	21	136,000	138,000	33,300	24
9,000	10,000	1,800	20	64,000	65,000	13,500	21	138,000	140,000	33,900	24
10,000	11,000	2,000	20	65,000	66,000	13,750	21	140,000	142,000	34,500	24
11,000	12,000	2,200	20	66,000	67,000	14,000	21	142,000	144,000	35,100	24
12,000	13,000	2,400	20	67,000	68,000	14,250	21	144,000	146,000	35,700	24
13,000	14,000	2,600	20	68,000	69,000	14,500	21	146,000	148,000	36,300	24
14,000	15,000	2,800	20	69,000	70,000	14,750	21	148,000	150,000	36,900	24
15,000	16,000	3,000	20	70,000	71,000	15,000	21	150,000	152,000	37,500	25
16,000	17,000	3,200	20	71,000	72,000	15,250	21	152,000	154,000	38,200	25
17,000	18,000	3,400	20	72,000	73,000	15,500	21	154,000	156,000	38,900	25
18,000	19,000	3,600	20	73,000	74,000	15,750	21	156,000	158,000	39,600	25
19,000	20,000	3,800	20	74,000	75,000	16,000	21	158,000	160,000	40,300	25
20,000	21,000	4,000	20	75,000	76,000	16,250	21	160,000	162,000	41,000	25
21,000	22,000	4,200	20	76,000	77,000	16,500	21	162,000	164,000	41,700	25
22,000	23,000	4,400	20	77,000	78,000	16,750	21	164,000	166,000	42,400	25
23,000	24,000	4,600	20	78,000	79,000	17,000	21	166,000	168,000	43,100	25
24,000	25,000	4,800	20	79,000	80,000	17,250	21	168,000	170,000	43,800	26
25,000	26,000	5,000	20	80,000	81,000	17,500	21	170,000	172,000	44,500	26
26,000	27,000	5,200	20	81,000	82,000	17,750	21	172,000	174,000	45,200	26
27,000	28,000	5,400	20	82,000	83,000	18,000	21	174,000	176,000	45,900	26
28,000	29,000	5,600	20	83,000	84,000	18,250	21	176,000	178,000	46,600	26
29,000	30,000	5,800	20	84,000	85,000	18,500	22	178,000	180,000	47,300	26
30,000	31,000	6,000	20	85,000	86,000	18,750	22	180,000	182,000	48,000	26
31,000	32,000	6,200	20	86,000	87,000	19,000	22	182,000	184,000	48,700	26
32,000	33,000	6,400	20	87,000	88,000	19,250	22	184,000	186,000	49,400	26
33,000	34,000	6,600	20	88,000	89,000	19,500	22	186,000	188,000	50,100	26
34,000	35,000	6,800	20	89,000	90,000	19,750	22	188,000	190,000	50,800	27
35,000	36,000	7,000	20	90,000	91,000	20,000	22	190,000	192,000	51,500	27
36,000	37,000	7,200	20	91,000	92,000	20,250	22	192,000	194,000	52,200	27
37,000	38,000	7,400	20	92,000	93,000	20,500	22	194,000	196,000	52,900	27
38,000	39,000	7,600	20	93,000	94,000	20,750	22	196,000	198,000	53,600	27
39,000	40,000	7,800	20	94,000	95,000	21,000	22	198,000	200,000	54,300	27
40,000	41,000	8,000	20	95,000	96,000	21,250	22	200,000	202,000	55,000	27
41,000	42,000	8,200	20	96,000	97,000	21,500	22	202,000	204,000	55,800	27
42,000	43,000	8,400	20	97,000	98,000	21,750	22	204,000	206,000	56,600	27
43,000	44,000	8,600	20	98,000	99,000	22,000	22	206,000	208,000	57,400	27
44,000	45,000	8,800	20	99,000	100,000	22,250	22	208,000	210,000	58,200	27
45,000	46,000	9,000	20	100,000	102,000	22,500	22	210,000	212,000	59,000	28
46,000	47,000	9,200	20	102,000	104,000	23,100	22	212,000	214,000	59,800	28
47,000	48,000	9,400	20	104,000	106,000	23,700	22	214,000	216,000	60,600	28
48,000	49,000	9,600	20	106,000	108,000	24,300	22	216,000	218,000	61,400	28
49,000	50,000	9,800	20	108,000	110,000	24,900	23	218,000	220,000	62,200	28
50,000	51,000	10,000	20	110,000	112,000	25,500	23	220,000	222,000	63,000	28

(二)

課税総所得金額又は 調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の (イ)に 対する 割合	課税総所得金額又は 調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の (イ)に 対する 割合	課税総所得金額又は 調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の (イ)に 対する 割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
222,000	224,000	63,800	28	293,000	296,000	92,200	31	368,000	371,000	125,600	34
224,000	226,000	64,600	28	296,000	299,000	93,400	31	371,000	374,000	126,950	34
226,000	228,000	65,400	28	299,000	302,000	94,600	31	374,000	377,000	128,300	34
228,000	230,000	66,200	29	302,000	305,000	95,900	31	377,000	380,000	129,650	34
230,000	233,000	67,000	29	305,000	308,000	97,250	31	380,000	383,000	131,000	34
233,000	236,000	68,200	29	308,000	311,000	98,600	32	383,000	386,000	132,350	34
236,000	239,000	69,400	29	311,000	314,000	99,950	32	386,000	389,000	133,700	34
239,000	242,000	70,600	29	314,000	317,000	101,300	32	389,000	392,000	135,050	34
242,000	245,000	71,800	29	317,000	320,000	102,650	32	392,000	395,000	136,400	34
245,000	248,000	73,000	29	320,000	323,000	104,000	32	395,000	398,000	137,750	34
248,000	251,000	74,200	29	323,000	326,000	105,350	32	398,000	401,000	139,100	34
251,000	254,000	75,400	30	326,000	329,000	106,700	32	401,000	404,000	140,450	34
254,000	257,000	76,600	30	329,000	332,000	108,050	32	404,000	407,000	141,800	35
257,000	260,000	77,800	30	332,000	335,000	109,400	32	407,000	410,000	143,150	35
260,000	263,000	79,000	30	335,000	338,000	110,750	33	410,000	413,000	144,500	35
263,000	266,000	80,200	30	338,000	341,000	112,100	33	413,000	416,000	145,850	35
266,000	269,000	81,400	30	341,000	344,000	113,450	33	416,000	419,000	147,200	35
269,000	272,000	82,600	30	344,000	347,000	114,800	33	419,000	422,000	148,550	35
272,000	275,000	83,800	30	347,000	350,000	116,150	33	422,000	425,000	149,900	35
275,000	278,000	85,000	30	350,000	353,000	117,500	33	425,000	428,000	151,250	35
278,000	281,000	86,200	31	353,000	356,000	118,850	33	428,000	431,000	152,600	35
281,000	284,000	87,400	31	356,000	359,000	120,200	33	431,000	434,000	153,950	35
284,000	287,000	88,600	31	359,000	362,000	121,550	33	434,000	437,000	155,300	35
287,000	290,000	89,800	31	362,000	365,000	122,900	33	437,000	440,000	156,650	35
290,000	293,000	91,000	31	365,000	368,000	124,250	34	440,000 円		158,000	35

(備 考) 課税総所得金額とは、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除、不具者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除及び基礎控除をなした後の金額をいい、調整所得金額とは、変動所得がある場合において第14条第1号の規定に従つて計算した金額をいう。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表（一）

その月の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第五号の規定による税額	
		扶養親族及び不具者の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 額											額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	給與の金額の17%に相当する金額
3,000	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	510
3,200	3,400	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	544
3,400	3,600	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	578
3,600	3,800	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	612
3,800	4,000	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	646
4,000	4,200	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	680
4,200	4,400	214	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	714
4,400	4,600	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	748
4,600	4,800	282	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	782
4,800	5,000	316	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	816
5,000	5,200	350	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	854
5,200	5,400	384	134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	897
5,400	5,600	418	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	939
5,600	5,800	452	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	982
5,800	6,000	486	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,024
6,000	6,200	520	270	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,067
6,200	6,400	554	304	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,109
6,400	6,600	588	338	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,152
6,600	6,800	622	372	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,194
6,800	7,000	656	406	156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,237
7,000	7,200	690	440	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,279
7,200	7,400	724	474	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,322
7,400	7,600	758	508	258	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1,364
7,600	7,800	792	542	292	42	0	0	0	0	0	0	0	0	1,407
7,800	8,000	826	576	326	76	0	0	0	0	0	0	0	0	1,449
8,000	8,200	860	610	360	110	0	0	0	0	0	0	0	0	1,492
8,200	8,400	894	644	394	144	0	0	0	0	0	0	0	0	1,534
8,400	8,600	928	678	428	178	0	0	0	0	0	0	0	0	1,577
8,600	8,800	962	712	462	212	0	0	0	0	0	0	0	0	1,619
8,800	9,000	996	746	496	246	0	0	0	0	0	0	0	0	1,662
9,000	9,200	1,030	780	530	280	30	0	0	0	0	0	0	0	1,704
9,200	9,400	1,064	814	564	314	64	0	0	0	0	0	0	0	1,747
9,400	9,600	1,098	848	598	348	98	0	0	0	0	0	0	0	1,789
9,600	9,800	1,132	882	632	382	132	0	0	0	0	0	0	0	1,832
9,800	10,000	1,166	916	666	416	166	0	0	0	0	0	0	0	1,874
10,000	10,200	1,200	950	700	450	200	0	0	0	0	0	0	0	1,925
10,200	10,400	1,234	984	734	484	234	0	0	0	0	0	0	0	1,976
10,400	10,600	1,268	1,018	768	518	268	18	0	0	0	0	0	0	2,027
10,600	10,800	1,302	1,052	802	552	302	52	0	0	0	0	0	0	2,078
10,800	11,000	1,336	1,086	836	586	336	86	0	0	0	0	0	0	2,129
11,000	11,200	1,370	1,120	870	620	370	120	0	0	0	0	0	0	2,180
11,200	11,400	1,404	1,154	904	654	404	154	0	0	0	0	0	0	2,231
11,400	11,600	1,438	1,188	938	688	438	188	0	0	0	0	0	0	2,282
11,600	11,800	1,472	1,222	972	722	472	222	0	0	0	0	0	0	2,333
11,800	12,000	1,506	1,256	1,006	756	506	256	6	0	0	0	0	0	2,384
12,000	12,200	1,540	1,290	1,040	790	540	290	40	0	0	0	0	0	2,435
12,200	12,400	1,574	1,324	1,074	824	574	324	74	0	0	0	0	0	2,486
12,400	12,600	1,608	1,358	1,108	858	608	358	108	0	0	0	0	0	2,537
12,600	12,800	1,642	1,392	1,142	892	642	392	142	0	0	0	0	0	2,588
12,800	13,000	1,676	1,426	1,176	926	676	426	176	0	0	0	0	0	2,639
13,000	13,200	1,710	1,460	1,210	960	710	460	210	0	0	0	0	0	2,690
13,200	13,400	1,744	1,494	1,244	994	744	494	244	0	0	0	0	0	2,741
13,400	13,600	1,778	1,528	1,278	1,028	778	528	278	28	0	0	0	0	2,792
13,600	13,800	1,812	1,562	1,312	1,062	812	562	312	62	0	0	0	0	2,843
13,800	14,000	1,846	1,596	1,346	1,096	846	596	346	96	0	0	0	0	2,894

イ 月 額 表 (二)

その月の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八條第五項の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
14,000	14,200	2,195	1,829	1,517	1,204	892	630	380	130	0	0	0	2,945	
14,200	14,400	2,246	1,872	1,559	1,247	934	664	414	164	0	0	0	2,996	
14,400	14,600	2,297	1,922	1,602	1,289	977	698	448	198	0	0	0	3,047	
14,600	14,800	2,348	1,973	1,644	1,332	1,019	732	482	232	0	0	0	3,098	
14,800	15,000	2,399	2,024	1,687	1,374	1,062	766	516	266	16	0	0	3,153	
15,000	15,500	2,450	2,075	1,729	1,417	1,104	800	550	300	55	0	0	3,212	
15,500	16,000	2,577	2,202	1,835	1,523	1,210	898	635	385	135	0	0	3,361	
16,000	16,500	2,705	2,330	1,955	1,629	1,317	1,004	720	470	220	0	0	3,510	
16,500	17,000	2,832	2,457	2,082	1,735	1,423	1,110	805	555	305	55	0	3,658	
17,000	17,500	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	1,229	917	650	400	150	0	3,825	
17,500	18,000	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	1,354	1,042	750	500	250	0	4,000	
18,000	18,500	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	1,479	1,167	854	600	350	100	4,175	
18,500	19,000	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	1,604	1,292	979	700	450	200	4,350	
19,000	19,500	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	1,729	1,417	1,104	800	550	300	4,525	
19,500	20,000	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	1,229	917	650	400	4,717	
20,000	20,500	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	1,354	1,042	750	500	4,917	
20,500	21,000	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	1,479	1,167	854	600	5,117	
21,000	21,500	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	1,604	1,292	979	700	5,317	
21,500	22,000	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	1,729	1,417	1,104	800	5,517	
22,000	22,500	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	1,229	917	5,717	
22,500	23,000	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	1,354	1,042	5,917	
23,000	23,500	5,117	4,617	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	1,479	1,167	6,117	
23,500	24,000	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	1,604	1,292	6,317	
24,000	24,500	5,517	5,017	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	1,729	1,417	6,517	
24,500	25,000	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	1,854	1,542	6,717	
25,000	25,500	5,917	5,417	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	2,000	1,667	6,917	
25,500	26,000	6,117	5,617	5,117	4,617	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	2,150	1,792	7,117	
26,000	26,500	6,317	5,817	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	2,300	1,925	7,317	
26,500	27,000	6,517	6,017	5,517	5,017	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	2,450	2,075	7,517	
27,000	27,500	6,717	6,217	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	2,600	2,225	7,717	
27,500	28,000	6,917	6,417	5,917	5,417	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	2,750	2,375	7,917	
28,000	28,500	7,117	6,617	6,117	5,617	5,117	4,617	4,175	3,737	3,300	2,900	2,525	8,142	
28,500	29,000	7,317	6,817	6,317	5,817	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	3,050	2,675	8,367	
29,000	29,500	7,517	7,017	6,517	6,017	5,517	5,017	4,525	4,087	3,650	3,212	2,825	8,592	
29,500	30,000	7,717	7,217	6,717	6,217	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	3,387	2,975	8,817	
30,000	31,000	7,917	7,417	6,917	6,417	5,917	5,417	4,917	4,437	4,000	3,562	3,125	9,042	
31,000	32,000	8,367	7,817	7,317	6,817	6,317	5,817	5,317	4,817	4,350	3,912	3,475	9,492	
32,000	33,000	8,817	8,254	7,717	7,217	6,717	6,217	5,717	5,217	4,717	4,262	3,825	9,942	
33,000	34,000	9,267	8,704	8,142	7,617	7,117	6,617	6,117	5,617	5,117	4,617	4,175	10,392	
34,000	35,000	9,717	9,154	8,592	8,029	7,517	7,017	6,517	6,017	5,517	5,017	4,525	10,842	
35,000	36,000	10,167	9,604	9,042	8,479	7,917	7,417	6,917	6,417	5,917	5,417	4,917	11,292	
36,000	37,000	10,617	10,054	9,492	8,929	8,367	7,817	7,317	6,817	6,317	5,817	5,317	11,742	
37,000	38,000	11,067	10,504	9,942	9,379	8,817	8,254	7,717	7,217	6,717	6,217	5,717	12,192	
38,000	39,000	11,517	10,954	10,392	9,829	9,267	8,704	8,142	7,617	7,117	6,617	6,117	12,642	
39,000	40,000	11,967	11,404	10,842	10,279	9,717	9,154	8,592	8,029	7,517	7,017	6,517	13,092	
40,000	41,000	12,417	11,854	11,292	10,729	10,167	9,604	9,042	8,479	7,917	7,417	6,917	13,542	
41,000	42,000	12,867	12,304	11,742	11,179	10,617	10,054	9,492	8,929	8,367	7,817	7,317	13,992	
42,000	43,000	13,317	12,754	12,192	11,629	11,067	10,504	9,942	9,379	8,817	8,254	7,717	14,442	
43,000	44,000	13,767	13,204	12,642	12,079	11,517	10,954	10,392	9,829	9,267	8,704	8,142	14,892	
44,000	45,000	14,217	13,654	13,092	12,529	11,967	11,404	10,842	10,279	9,717	9,154	8,592	15,342	
45,000	46,000	14,667	14,104	13,542	12,979	12,417	11,854	11,292	10,729	10,167	9,604	9,042	15,834	
46,000	47,000	15,117	14,554	13,992	13,429	12,867	12,304	11,742	11,179	10,617	10,054	9,492	16,334	
47,000	48,000	15,584	15,004	14,442	13,879	13,317	12,754	12,192	11,629	11,067	10,504	9,942	16,834	
48,000	49,000	16,084	15,459	14,892	14,329	13,767	13,204	12,642	12,079	11,517	10,954	10,392	17,334	
49,000	50,000	16,584	15,959	15,342	14,779	14,217	13,654	13,092	12,529	11,967	11,404	10,842	17,834	
50,000	51,000	17,084	16,459	15,834	15,229	14,667	14,104	13,542	12,979	12,417	11,854	11,292	18,334	
51,000	52,000	17,584	16,959	16,334	15,709	15,117	14,554	13,992	13,429	12,867	12,304	11,742	18,834	
52,000	53,000	18,084	17,459	16,834	16,209	15,584	15,004	14,442	13,879	13,317	12,754	12,192	19,334	
53,000	54,000	18,584	17,959	17,334	16,709	16,084	15,459	14,892	14,329	13,767	13,204	12,642	19,834	
54,000	55,000	19,084	18,459	17,834	17,209	16,584	15,959	15,342	14,779	14,217	13,654	13,092	20,334	

イ 月 額 表 (三)

その月の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第一項第一号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
55,000	56,000	19,584	18,959	18,334	17,709	17,084	16,459	15,834	15,229	14,667	14,104	13,542	20,834
56,000	57,000	20,084	19,459	18,834	18,209	17,584	16,959	16,334	15,709	15,117	14,554	13,992	21,334
57,000	58,000	20,584	19,959	19,334	18,709	18,084	17,459	16,834	16,209	15,584	15,004	14,442	21,834
58,000	59,000	21,084	20,459	19,834	19,209	18,584	17,959	17,334	16,709	16,084	15,459	14,892	22,334
59,000	60,000	21,584	20,959	20,334	19,709	19,084	18,459	17,834	17,209	16,584	15,959	15,342	22,834
60,000 円		22,084	21,459	20,834	20,209	19,584	18,959	18,334	17,709	17,084	16,459	15,834	23,334
60,000 円を こえる金額		60,000 円の場合の税額に、給与の金額のうち 60,000 円をこえる 金額の 50%に相当する金額を 加算した金額											
扶養親族及び不具者の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族及び 不具者の数が 10 人の場合の 税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 280 円を控除した金額													

(備考 税額の求め方) まずその者の給与の金額に応じて給与の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の
申告された扶養親族及び不具者の数(その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに扶養親族 1 人を有するものとして計算する。)に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 週 額 表（一）

その週の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税 額											給與の金額の17%に相当する金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
700	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119
700	750	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127
750	800	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	136
800	850	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144
850	900	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	152
900	950	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161
950	1,000	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170
1,000	1,050	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178
1,050	1,100	61	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187
1,100	1,150	70	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	195
1,150	1,200	78	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	206
1,200	1,250	87	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216
1,250	1,300	95	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	227
1,300	1,350	104	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	237
1,350	1,400	112	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	248
1,400	1,450	121	62	4	0	0	0	0	0	0	0	0	259
1,450	1,500	129	71	12	0	0	0	0	0	0	0	0	269
1,500	1,550	138	79	21	0	0	0	0	0	0	0	0	280
1,550	1,600	146	88	29	0	0	0	0	0	0	0	0	291
1,600	1,650	155	96	38	0	0	0	0	0	0	0	0	301
1,650	1,700	163	105	46	0	0	0	0	0	0	0	0	312
1,700	1,750	172	113	55	0	0	0	0	0	0	0	0	322
1,750	1,800	180	122	63	5	0	0	0	0	0	0	0	333
1,800	1,850	189	130	72	14	0	0	0	0	0	0	0	344
1,850	1,900	198	139	80	22	0	0	0	0	0	0	0	354
1,900	1,950	208	147	89	31	0	0	0	0	0	0	0	365
1,950	2,000	219	156	97	39	0	0	0	0	0	0	0	376
2,000	2,050	230	164	106	48	0	0	0	0	0	0	0	386
2,050	2,100	240	173	114	56	0	0	0	0	0	0	0	397
2,100	2,150	251	181	123	65	6	0	0	0	0	0	0	407
2,150	2,200	261	190	131	73	15	0	0	0	0	0	0	418
2,200	2,250	272	199	140	82	23	0	0	0	0	0	0	429
2,250	2,300	283	210	148	90	32	0	0	0	0	0	0	440
2,300	2,350	293	220	157	99	40	0	0	0	0	0	0	453
2,350	2,400	304	231	165	107	49	0	0	0	0	0	0	466
2,400	2,450	315	242	174	116	57	0	0	0	0	0	0	478
2,450	2,500	325	252	182	124	66	7	0	0	0	0	0	491
2,500	2,550	336	263	191	133	74	16	0	0	0	0	0	504
2,550	2,600	346	273	200	141	83	24	0	0	0	0	0	517
2,600	2,650	357	284	211	150	91	33	0	0	0	0	0	529
2,650	2,700	368	295	222	158	100	41	0	0	0	0	0	542
2,700	2,750	378	305	232	167	108	50	0	0	0	0	0	555
2,750	2,800	389	316	243	175	117	58	0	0	0	0	0	568
2,800	2,850	400	327	254	184	125	67	8	0	0	0	0	580
2,850	2,900	410	337	264	192	134	75	17	0	0	0	0	593
2,900	2,950	421	348	275	202	142	84	25	0	0	0	0	606
2,950	3,000	431	358	285	212	151	92	34	0	0	0	0	619
3,000	3,050	443	369	296	223	159	101	42	0	0	0	0	631
3,050	3,100	456	380	307	234	168	109	51	0	0	0	0	644
3,100	3,150	469	390	317	244	176	118	59	1	0	0	0	657
3,150	3,200	482	401	328	255	185	126	68	9	0	0	0	670
3,200	3,250	494	412	339	266	193	135	76	18	0	0	0	682
3,250	3,300	507	422	349	276	203	143	85	26	0	0	0	695
3,300	3,350	520	433	360	287	214	152	93	35	0	0	0	708
3,350	3,400	533	445	370	297	224	160	102	43	0	0	0	721
3,400	3,450	545	458	381	308	235	169	110	52	0	0	0	

ロ 週 額 表 (二)

その週の、 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三十八條第五号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税 額												額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,450	3,500	558	470	392	319	246	177	119	60	2	0	0	0	734
3,500	3,550	571	483	402	329	256	186	127	69	11	0	0	0	749
3,550	3,600	584	496	413	340	267	194	136	77	19	0	0	0	764
3,600	3,650	596	509	424	351	278	205	144	86	28	0	0	0	779
3,650	3,700	609	521	434	361	288	215	153	94	36	0	0	0	793
3,700	3,750	622	534	447	372	299	226	161	103	45	0	0	0	808
3,750	3,800	635	547	459	382	309	236	170	111	53	0	0	0	823
3,800	3,850	647	560	472	393	320	247	178	120	62	3	0	0	838
3,850	3,900	660	572	485	404	331	258	187	128	70	12	0	0	853
3,900	3,950	673	586	498	415	342	269	196	137	79	20	0	0	868
3,950	4,000	688	601	513	427	354	281	208	147	89	30	0	0	886
4,000	4,100	703	616	528	440	367	294	221	157	99	40	0	0	903
4,100	4,200	734	646	558	470	392	319	246	177	119	60	2	0	938
4,200	4,300	769	676	588	500	417	344	271	198	139	80	22	0	973
4,300	4,400	804	706	618	530	443	369	296	223	159	100	42	0	1,008
4,400	4,500	839	737	648	560	473	394	321	248	179	120	62	0	1,043
4,500	4,600	874	772	678	590	503	419	346	273	200	140	82	0	1,080
4,600	4,700	909	807	708	620	533	445	371	298	225	160	102	0	1,120
4,700	4,800	944	842	739	650	563	475	396	323	250	180	122	0	1,160
4,800	4,900	979	877	774	680	593	505	421	348	275	202	142	0	1,200
4,900	5,000	1,014	912	809	710	623	535	448	373	300	227	162	0	1,240
5,000	5,100	1,049	947	844	742	653	565	478	398	325	252	182	0	1,280
5,100	5,200	1,086	982	879	777	683	595	508	423	350	277	204	0	1,320
5,200	5,300	1,126	1,017	914	812	713	625	538	450	375	302	229	0	1,360
5,300	5,400	1,166	1,052	949	847	745	655	568	480	400	327	254	0	1,400
5,400	5,500	1,206	1,090	984	882	780	685	598	510	425	352	279	0	1,440
5,500	5,600	1,246	1,130	1,019	917	815	715	628	540	452	377	304	0	1,480
5,600	5,700	1,286	1,170	1,054	952	850	748	658	570	482	402	329	0	1,520
5,700	5,800	1,326	1,210	1,093	987	885	783	688	600	512	427	354	0	1,560
5,800	5,900	1,366	1,250	1,133	1,022	920	818	718	630	542	455	379	0	1,600
5,900	6,000	1,406	1,290	1,173	1,057	955	853	751	660	572	485	404	0	1,640
6,000	6,100	1,446	1,330	1,213	1,096	990	888	786	690	602	515	429	0	1,680
6,100	6,200	1,486	1,370	1,253	1,136	1,025	923	821	720	632	545	457	0	1,720
6,200	6,300	1,526	1,410	1,293	1,176	1,060	958	856	753	662	575	487	0	1,760
6,300	6,400	1,566	1,450	1,333	1,216	1,099	993	891	788	692	605	517	0	1,800
6,400	6,500	1,606	1,490	1,373	1,256	1,139	1,028	926	823	722	635	547	0	1,840
6,500	6,600	1,646	1,530	1,413	1,296	1,179	1,063	961	858	756	665	577	0	1,884
6,600	6,700	1,686	1,570	1,453	1,336	1,219	1,102	996	893	791	695	607	0	1,929
6,700	6,800	1,726	1,610	1,493	1,376	1,259	1,142	1,031	928	826	725	637	0	1,974
6,800	6,900	1,766	1,650	1,533	1,416	1,299	1,182	1,066	963	861	759	667	0	2,019
6,900	7,000	1,806	1,690	1,573	1,456	1,339	1,222	1,106	998	896	794	697	0	2,064
7,000	7,100	1,846	1,730	1,613	1,496	1,379	1,262	1,146	1,033	931	829	727	0	2,109
7,100	7,200	1,891	1,770	1,653	1,536	1,419	1,302	1,186	1,068	966	864	762	0	2,154
7,200	7,300	1,936	1,810	1,693	1,576	1,459	1,342	1,226	1,109	1,001	899	797	0	2,199
7,300	7,400	1,981	1,850	1,733	1,616	1,499	1,382	1,266	1,149	1,036	934	832	0	2,244
7,400	7,500	2,026	1,895	1,773	1,656	1,539	1,422	1,306	1,189	1,072	969	867	0	2,289
7,500	7,600	2,071	1,940	1,813	1,696	1,579	1,462	1,346	1,229	1,112	1,004	902	0	2,334
7,600	7,700	2,116	1,985	1,853	1,736	1,619	1,502	1,386	1,269	1,152	1,039	937	0	2,379
7,700	7,800	2,161	2,030	1,898	1,776	1,659	1,542	1,426	1,309	1,192	1,075	972	0	2,424
7,800	7,900	2,206	2,075	1,943	1,816	1,699	1,582	1,466	1,349	1,232	1,115	1,007	0	2,469
7,900	8,000	2,251	2,120	1,988	1,857	1,739	1,622	1,506	1,389	1,272	1,155	1,042	0	2,514
8,000	8,250	2,296	2,165	2,033	1,902	1,779	1,662	1,546	1,429	1,312	1,195	1,078	0	2,559
8,250	8,500	2,408	2,277	2,146	2,014	1,883	1,762	1,646	1,529	1,412	1,295	1,178	0	2,671
8,500	8,750	2,521	2,390	2,258	2,127	1,995	1,864	1,746	1,629	1,512	1,395	1,278	0	2,784
8,750	9,000	2,633	2,502	2,371	2,239	2,108	1,976	1,846	1,729	1,612	1,495	1,378	0	2,896
9,000	9,250	2,746	2,615	2,483	2,352	2,220	2,089	1,958	1,829	1,712	1,595	1,478	0	3,009
9,250	9,500	2,858	2,727	2,596	2,464	2,333	2,201	2,070	1,939	1,812	1,695	1,578	0	3,121
9,500	9,750	2,971	2,840	2,708	2,577	2,445	2,314	2,183	2,051	1,920	1,795	1,678	0	3,234
9,750	10,000	3,083	2,952	2,821	2,689	2,558	2,426	2,295	2,164	2,032	1,901	1,778	0	3,346
10,000	10,250	3,196	3,065	2,933	2,802	2,670	2,539	2,408	2,276	2,145	2,013	1,882	0	3,459

ロ 週 額 表 (三)

その週の給与 の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八條 第五項 の規定 による 税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上 未満		税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10,250	10,500	3,308	3,177	3,046	2,914	2,783	2,651	2,520	2,389	2,257	2,126	1,994	3,571	
10,500	10,750	3,421	3,290	3,158	3,027	2,895	2,764	2,633	2,501	2,370	2,238	2,107	3,694	
10,750	11,000	3,533	3,402	3,271	3,139	3,008	2,876	2,745	2,614	2,482	2,351	2,219	3,819	
11,000	11,250	3,652	3,515	3,383	3,252	3,120	2,989	2,858	2,726	2,595	2,463	2,332	3,944	
11,250	11,500	3,777	3,631	3,496	3,364	3,233	3,101	2,970	2,839	2,707	2,576	2,444	4,069	
11,500	11,750	3,902	3,756	3,610	3,477	3,345	3,214	3,083	2,951	2,820	2,688	2,557	4,194	
11,750	12,000	4,027	3,881	3,735	3,589	3,458	3,326	3,195	3,064	2,932	2,801	2,669	4,319	
12,000	12,250	4,152	4,006	3,860	3,714	3,570	3,439	3,308	3,176	3,045	2,913	2,782	4,444	
12,250	12,500	4,277	4,131	3,985	3,839	3,693	3,551	3,420	3,289	3,157	3,026	2,894	4,569	
12,500	12,750	4,402	4,256	4,110	3,964	3,818	3,672	3,533	3,401	3,270	3,138	3,007	4,694	
12,750	13,000	4,527	4,381	4,235	4,089	3,943	3,797	3,651	3,514	3,382	3,251	3,119	4,819	
13,000	13,250	4,652	4,506	4,360	4,214	4,068	3,922	3,776	3,630	3,495	3,363	3,232	4,944	
13,250	13,500	4,777	4,631	4,485	4,339	4,193	4,047	3,901	3,755	3,609	3,476	3,344	5,069	
13,500	13,750	4,902	4,756	4,610	4,464	4,318	4,172	4,026	3,880	3,734	3,588	3,457	5,194	
13,750	14,000	5,027	4,881	4,735	4,589	4,443	4,297	4,151	4,005	3,859	3,713	3,569	5,319	
14,000	14,250	5,152	5,006	4,860	4,714	4,568	4,422	4,276	4,130	3,984	3,838	3,692	5,444	
14,250	14,500	5,277	5,131	4,985	4,839	4,693	4,547	4,401	4,255	4,109	3,963	3,817	5,569	
14,500	14,750	5,402	5,256	5,110	4,964	4,818	4,672	4,526	4,380	4,234	4,088	3,942	5,694	
14,750	15,000	5,527	5,381	5,235	5,089	4,943	4,797	4,651	4,505	4,359	4,213	4,067	5,819	
15,000円		5,652	5,506	5,360	5,214	5,068	4,922	4,776	4,630	4,484	4,338	4,192	5,944	
15,000円をこえる金額		15,000円の場合の税額に、給与の金額のうち15,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額												
扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに70円を控除した金額														

(備考. 税額の求め方) まずその者の給与の金額に応じて給与の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数(その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに扶養親族1人を有するものとして計算する。)に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号、
第五号及び第六号の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日 額 表（一）

その日の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第一項第一号の規定による税額	第三 第五 項の 規定 による 税額	丙 第三十八條第一項第一号の規定による税額	第三 第六 項の 規定 による 税額
		扶養親族及び不具者の数														
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人				
以上	未満	税 額											額	額		
円 110円未満	円	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	給與の金額の17%に相当する金額	円0	
110	120	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	
120	130	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	
130	140	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0	
140	150	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	
150	160	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	
160	170	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	
170	180	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	
180	190	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	
190	200	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	
200	210	17	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	
210	220	18	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0	
220	230	20	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0	
230	240	22	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0	
240	250	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	0	
250	260	25	17	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	0	
260	270	27	19	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0	
270	280	29	20	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	
280	290	31	22	14	5	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	
290	300	33	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	
300	310	35	25	17	9	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0	
310	320	37	27	19	10	2	0	0	0	0	0	0	0	58	0	
320	330	40	29	20	12	4	0	0	0	0	0	0	0	61	0	
330	340	42	31	22	14	5	0	0	0	0	0	0	0	63	0	
340	350	44	33	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	65	0	
350	360	46	35	25	17	9	0	0	0	0	0	0	0	68	2	
360	370	48	38	27	19	10	2	0	0	0	0	0	0	70	4	
370	380	50	40	29	20	12	4	0	0	0	0	0	0	73	5	
380	390	52	42	31	22	14	5	0	0	0	0	0	0	75	7	
390	400	54	44	33	24	15	7	0	0	0	0	0	0	78	9	
400	410	57	46	36	26	17	9	0	0	0	0	0	0	81	11	
410	420	59	48	38	27	19	10	2	0	0	0	0	0	83	12	
420	430	61	50	40	29	21	12	4	0	0	0	0	0	86	14	
430	440	63	52	42	31	22	14	5	0	0	0	0	0	88	16	
440	450	66	55	44	34	24	16	7	0	0	0	0	0	91	17	
450	460	68	57	46	36	26	17	9	0	0	0	0	0	93	19	
460	470	71	59	48	38	27	19	11	2	0	0	0	0	96	21	
470	480	73	61	50	40	29	21	12	4	0	0	0	0	98	22	
480	490	76	63	53	42	32	22	14	6	0	0	0	0	101	24	
490	500	78	66	55	44	34	24	16	7	0	0	0	0	103	26	
500	520	81	68	57	46	36	26	17	9	1	0	0	0	107	28	
520	540	86	73	61	51	40	30	21	12	4	0	0	0	113	31	
540	560	91	78	66	55	44	34	24	16	7	0	0	0	119	34	
560	580	96	84	71	59	49	38	28	19	11	2	0	0	125	38	
580	600	102	90	77	64	54	43	33	23	15	6	0	0	132	43	
600	620	110	96	83	70	59	48	38	27	19	10	2	0	139	47	
620	640	117	102	89	76	64	53	43	32	23	14	6	0	146	51	
640	660	124	109	95	82	70	58	48	37	27	18	10	0	153	55	
660	680	131	116	101	88	76	63	53	42	32	22	14	0	161	60	
680	700	138	123	108	94	82	69	58	47	37	26	18	0	169	64	
700	720	145	130	115	100	88	75	63	52	42	31	22	0	177	68	
720	740	152	137	122	108	94	81	69	57	47	36	26	0	185	72	
740	760	159	144	129	115	100	87	75	62	52	41	31	0	193	77	
760	780	167	151	136	122	107	93	81	68	57	46	36	0	201	81	
780	800	175	159	143	129	114	99	87	74	62	51	41	0	209	86	
800	820	183	167	150	136	121	106	93	80	67	56	46	0	217	92	

ハ 日 額 表 (二)

その日の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一項第一号の規定による税額	丙 第三十八條第一項第一号の規定による税額	丁 第三十八條第一項第一号の規定による税額
		扶養親族及び不具者の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			
以上	未満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
820	840	191	175	158	143	128	113	99	86	73	61	51	225	98
840	860	199	183	166	150	135	120	106	92	79	67	56	233	104
860	880	207	191	174	157	142	127	113	98	85	73	61	241	110
880	900	215	199	182	165	149	134	120	105	91	79	66	249	116
900	920	223	207	190	173	156	141	127	112	97	85	72	257	122
920	940	231	215	198	181	164	148	134	119	103	91	78	265	128
940	960	239	223	206	189	172	155	141	126	111	97	84	274	134
960	980	247	231	214	197	180	163	148	133	118	103	90	283	140
980	1,000	255	239	222	205	188	171	155	140	125	110	96	292	146
1,000	1,050	263	247	230	213	196	179	163	147	132	117	102	301	153
1,050	1,100	285	267	250	233	216	199	183	166	150	135	120	323	170
1,100	1,150	308	289	270	253	236	219	203	186	169	152	138	346	188
1,150	1,200	330	312	293	274	256	239	223	206	189	172	155	368	205
1,200	1,250	353	334	315	296	277	259	243	226	209	192	175	391	225
1,250	1,300	375	357	338	319	300	281	263	246	229	212	195	413	245
1,300	1,350	398	379	360	341	322	303	285	266	249	232	215	436	265
1,350	1,400	420	402	383	364	345	326	307	288	269	252	235	458	285
1,400	1,450	443	424	405	386	367	348	330	311	292	273	255	481	305
1,450	1,500	465	447	428	409	390	371	352	333	314	295	276	503	325
1,500	1,550	488	469	450	431	412	393	375	356	337	318	299	528	345
1,550	1,600	510	492	473	454	435	416	397	378	359	340	321	553	365
1,600	1,650	536	515	495	476	457	438	420	401	382	363	344	578	388
1,650	1,700	561	540	519	499	480	461	442	423	404	385	366	603	410
1,700	1,750	586	565	544	523	502	483	465	446	427	408	389	628	433
1,750	1,800	611	590	569	548	527	506	487	468	449	430	411	653	455
1,800	1,850	636	615	594	573	552	531	510	491	472	453	434	678	478
1,850	1,900	661	640	619	598	577	556	535	513	494	475	456	703	500
1,900	1,950	686	665	644	623	602	581	560	539	518	498	479	728	523
1,950	2,000	711	690	669	648	627	606	585	564	543	522	501	753	545
2,000 円		736	715	694	673	652	631	610	589	568	547	526	778	568
2,000 円をこえる金額		2,000 円の場合の税額に、給與の金額のうち 2,000 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額												
扶養親族及び不具者の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族及び不具者の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 10 円を控除した金額														

(備考 税額の求め方) まずその者の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数(その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合にはこれらの控除が認められるごとに扶養親族 1 人を有するものとして計算する。)に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第三 年末調整のための簡易税額表（第四十條の規定による所得税額表）

(一)

その年の保険料 控除後の給与の 金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
35,890	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35,890	36,480	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36,480	37,060	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37,060	37,650	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37,650	38,240	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38,240	38,830	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38,830	39,420	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39,420	40,000	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40,000	41,180	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41,180	42,360	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42,360	43,530	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43,530	44,710	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44,710	45,890	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45,890	47,060	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47,060	48,240	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48,240	49,420	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49,420	50,590	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50,590	51,770	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51,770	52,950	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52,950	54,120	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54,120	55,300	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55,300	56,480	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56,480	57,650	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57,650	58,830	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58,830	60,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60,000	61,180	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61,180	62,360	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62,360	63,530	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63,530	64,710	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64,710	65,890	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65,890	67,060	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67,060	68,240	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68,240	69,420	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69,420	70,590	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70,590	71,770	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71,770	72,950	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0	0
72,950	74,120	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0	0
74,120	75,300	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0	0
75,300	76,480	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0	0
76,480	77,650	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0
77,650	78,830	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0
78,830	80,000	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0
80,000	81,180	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0
81,180	82,360	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0
82,360	83,530	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
83,530	84,710	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0
84,710	85,890	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0
85,890	87,060	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0
87,060	88,240	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0
88,240	89,420	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0
89,420	90,590	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0	0
90,590	91,770	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0	0
91,770	92,950	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0	0
92,950	94,120	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0	0
94,120	95,300	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0

(二)

その年の保険料控除後の給與の金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
95,300	96,480	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0
96,480	97,650	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0
97,650	98,830	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0
98,830	100,000	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0
100,000	101,180	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0
101,180	102,360	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0
102,360	103,530	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0
103,530	104,710	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0
104,710	105,890	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0
105,890	107,060	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
107,060	108,240	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0
108,240	109,420	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0
109,420	110,590	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0
110,590	111,770	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0
111,770	112,950	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0
112,950	114,120	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0
114,120	115,300	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0
115,300	116,480	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0
116,480	117,650	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0
117,650	118,830	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0
118,830	120,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0
120,000	121,180	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0
121,180	122,360	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0
122,360	123,530	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0
123,530	124,710	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0
124,710	125,890	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0
125,890	127,060	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0
127,060	128,240	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0
128,240	129,420	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0
129,420	130,590	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0
130,590	131,770	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0
131,770	132,950	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0
132,950	134,120	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0
134,120	135,300	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0
135,300	136,480	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0
136,480	137,650	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0
137,650	138,830	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0
138,830	140,000	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0
140,000	141,180	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0
141,180	142,360	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0
142,360	143,530	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0
143,530	144,710	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0
144,710	145,890	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0
145,890	147,060	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0
147,060	148,240	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0
148,240	149,420	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0
149,420	150,590	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0
150,590	151,770	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0
151,770	152,950	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0
152,950	155,300	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0
155,300	157,650	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0
157,650	160,000	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0
160,000	162,360	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0
162,360	164,710	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0
164,710	167,060	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0
167,060	169,420	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0	0	0
169,420	171,770	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0	0	0
171,770	174,120	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0	0	0
174,120	176,480	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0	0	0
176,480	178,830	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0	0	0

(三)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
178,830	181,180	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400	0	0
181,180	183,530	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800	0	0
183,530	185,880	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200	0	0
185,880	188,240	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600	0	0
188,240	190,590	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000	0	0
190,590	192,950	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400	0	0
192,950	195,300	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800	0	0
195,300	197,650	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200	200	0
197,650	200,000	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600	600	0
200,000	202,000	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000	1,000	0
202,000	204,000	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400	1,400	0
204,000	206,000	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800	1,800	0
206,000	208,000	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200	2,200	0
208,000	210,000	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600	2,600	0
210,000	212,000	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000	3,000	0
212,000	214,000	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400	3,400	400
214,000	216,000	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800	3,800	800
216,000	218,000	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200	4,200	1,200
218,000	220,000	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600	4,600	1,600
220,000	222,000	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000	5,000	2,000
222,000	224,000	41,700	36,600	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400	5,400	2,400
224,000	226,000	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800	5,800	2,800
226,000	228,000	43,100	37,800	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200	6,200	3,200
228,000	230,000	43,800	38,500	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600	6,600	3,600
230,000	232,000	44,500	39,200	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000	7,000	4,000
232,000	234,000	45,200	39,900	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500	7,400	4,400
234,000	236,000	45,900	40,600	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000	7,800	4,800
236,000	238,000	46,600	41,300	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500	8,200	5,200
238,000	240,000	47,300	42,000	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000	8,600	5,600
240,000	242,000	48,000	42,700	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500	9,000	6,000
242,000	244,000	48,700	43,400	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000	9,400	6,400
244,000	246,000	49,400	44,100	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500	9,800	6,800
246,000	248,000	50,100	44,800	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000	10,250	7,200
248,000	250,000	50,800	45,500	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500	10,750	7,600
250,000	252,000	51,500	46,200	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000	11,250	8,000
252,000	254,000	52,200	46,900	41,700	36,600	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500	11,750	8,400
254,000	256,000	52,900	47,600	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000	12,250	8,800
256,000	258,000	53,600	48,300	43,100	37,800	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500	12,750	9,200
258,000	260,000	54,300	49,000	43,800	38,500	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000	13,250	9,600
260,000	262,000	55,000	49,700	44,500	39,200	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500	13,750	10,000
262,000	264,000	55,800	50,400	45,200	39,900	35,100	30,600	26,100	21,750	18,000	14,250	10,500
264,000	266,000	56,600	51,100	45,900	40,600	35,700	31,200	26,700	22,250	18,500	14,750	11,000
266,000	268,000	57,400	51,800	46,600	41,300	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000	15,250	11,500
268,000	270,000	58,200	52,500	47,300	42,000	36,900	32,400	27,900	23,400	19,500	15,750	12,000
270,000	272,000	59,000	53,200	48,000	42,700	37,500	33,000	28,500	24,000	20,000	16,250	12,500
272,000	274,000	59,800	53,900	48,700	43,400	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500	16,750	13,000
274,000	276,000	60,600	54,600	49,400	44,100	38,900	34,200	29,700	25,200	21,000	17,250	13,500
276,000	278,000	61,400	55,400	50,100	44,800	39,600	34,800	30,300	25,800	21,500	17,750	14,000
278,000	280,000	62,200	56,200	50,800	45,500	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250	14,500
280,000	282,000	63,000	57,000	51,500	46,200	41,000	36,000	31,500	27,000	22,500	18,750	15,000
282,000	284,000	63,800	57,800	52,200	46,900	41,700	36,600	32,100	27,600	23,100	19,250	15,500
284,000	286,000	64,600	58,600	52,900	47,600	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750	16,000
286,000	288,000	65,400	59,400	53,600	48,300	43,100	37,800	33,300	28,800	24,300	20,250	16,500
288,000	290,000	66,200	60,200	54,300	49,000	43,800	38,500	33,900	29,400	24,900	20,750	17,000
290,000	293,000	67,000	61,000	55,000	49,700	44,500	39,200	34,500	30,000	25,500	21,250	17,500
293,000	296,000	68,200	62,200	56,200	50,800	45,500	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000	18,250
296,000	299,000	69,400	63,400	57,400	51,800	46,600	41,300	36,300	31,800	27,300	22,800	19,000
299,000	302,000	70,600	64,600	58,600	52,900	47,600	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700	19,750
302,000	305,000	71,800	65,800	59,800	53,900	48,700	43,400	38,200	33,600	29,100	24,600	20,500
305,000	308,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,700	44,500	39,200	34,500	30,000	25,500	21,250

(四)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
308,000	311,000	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400	22,000
311,000	314,000	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300	22,800
314,000	317,000	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200	23,700
317,000	320,000	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100	24,600
320,000	323,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000	25,500
323,000	326,000	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900	26,400
326,000	329,000	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800	27,300
329,000	332,000	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700	28,200
332,000	335,000	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600	29,100
335,000	338,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500	30,000
338,000	341,000	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400	30,900
341,000	344,000	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300	31,800
344,000	347,000	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200	32,700
347,000	350,000	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200	33,600
350,000	353,000	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250	34,500
353,000	356,000	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300	35,400
356,000	359,000	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350	36,300
359,000	362,000	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400	37,200
362,000	365,000	95,800	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450	38,200
365,000	368,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500	39,250
368,000	371,000	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550	40,300
371,000	374,000	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600	41,350
374,000	377,000	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650	42,400
377,000	380,000	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700	43,450
380,000	383,000	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750	44,500
383,000	386,000	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800	45,550
386,000	389,000	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850	46,600
389,000	392,000	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900	47,650
392,000	395,000	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950	48,700
395,000	398,000	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000	49,750
398,000	401,000	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200	50,800
401,000	404,000	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400	51,850
404,000	407,000	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600	52,900
407,000	410,000	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800	53,950
410,000	413,000	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000	55,000
413,000	416,000	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200	56,200
416,000	419,000	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400	57,400
419,000	422,000	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600	58,600
422,000	425,000	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800	59,800
425,000	428,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000	61,000
428,000	431,000	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200	62,200
431,000	434,000	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400	63,400
434,000	437,000	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600	64,600
437,000	440,000	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800	65,800
440,000	443,000	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000	67,000
443,000	446,000	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200	68,200
446,000	449,000	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400	69,400
449,000	452,000	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600	70,600
452,000	455,000	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800	71,800
455,000	458,000	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000	73,000
458,000	461,000	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200	74,200
461,000	464,000	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400	75,400
464,000	467,000	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600	76,600
467,000	470,000	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800	77,800
470,000	473,000	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000	79,000
473,000	476,000	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200	80,200
476,000	479,000	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400	81,400
479,000	482,000	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600	82,600
482,000	485,000	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800	83,800
485,000	488,000	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000	85,000

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
488,000	491,000	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200	86,200
491,000	494,000	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400	87,400
494,000	497,000	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600	88,600
497,000	500,000	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900	89,800
500,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
500,000	503,000	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
503,000	506,000	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
506,000	509,000	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
509,000	512,000	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
512,000	515,000	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
515,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
515,000	518,000	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250	91,000
518,000	521,000	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600	92,200
521,000	524,000	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950	93,400
524,000	527,000	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300	94,600
527,000	530,000	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650	95,900
530,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
530,000	533,000	—	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104,000	97,250
533,000	536,000	—	—	152,600	145,850	139,100	132,350	125,600	118,850	112,100	105,350	98,600
536,000	539,000	—	—	153,950	147,200	140,450	133,700	126,950	120,200	113,450	106,700	99,950
539,000	542,000	—	—	155,300	148,550	141,800	135,050	128,300	121,550	114,800	108,050	101,300
542,000	545,000	—	—	156,650	149,900	143,150	136,400	129,650	122,900	116,150	109,400	102,650
545,000 円		158,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
545,000	548,000	—	—	—	151,250	144,500	137,750	131,000	124,250	117,500	110,750	104

(六)

その年の保険料控除後の給與の金額		扶 養 親 族 及 び 不 具 者 の 数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
以 上	未 満	税 額										
円 620,000	円 623,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円 151,250	円 144,500
623,000	626,000										152,600	145,850
626,000	629,000										153,950	147,200
629,000	632,000										155,300	148,550
632,000	635,000										156,650	149,900
635,000 円											158,000	—
635,000	638,000											151,250
638,000	641,000											152,600
641,000	644,000											153,950
644,000	647,000											155,300
647,000	650,000											156,650
650,000 円												158,000

扶養親族及び不具者の数が10人をこえる場合には、その年の保険料控除後の給與の金額からその15%に相当する金額（その金額が30,000円をこえる場合には、30,000円）を控除し、その控除後の金額について扶養控除、不具者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をなした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一 所得税の簡易税額表に定める金額 ~~並に基礎控除~~

(備考 税額の求め方) まずその者のその年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額（その金額が2,000円をこえる場合には、2,000円）を控除し、その控除後の金額に応じ給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族及び不具者の数（その者自身に不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに扶養親族一人を有するものとして計算する。）に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額が、その求める税額である。

附 則

- この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 改正後の所得税法（以下「新法」という。）中給與所得及び退職所得の源泉徴収に関する規定は、昭和二十六年四月一日以後に支拂期が到来する給與所得及び退職所得から適用し、同日前に支拂期が到来した給與所得及び退職所得の源泉徴収については、なお従前の例による。
- 所得税法臨時特例法（昭和二十五年法律第二百八十二号）第一條第一項第一号又は第三号の規定の適用を受ける給與所得で、その支拂期が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に到来したものに對する同項の規定による所得税額が当該給與所得に對する新法第三十八條第一項の規定による所得税額に比し過不足額があるときは、当該給與所得の支拂をする者は、超過額は、同年四月一日以後最初に給與所得の支拂をする際徴収すべき所得税額に充当し、なお超過額があるときは次回以降に給與所得の支拂をする際徴収すべき所得税額に順次充当し（これらの場合に徴収すべき税額がないときは、還付し）、不足額は、同日以後最初に給與所得の支拂をする際徴収し、なお不足額があるときは次回以降に給與所得の支拂をする際順次徴収し、それぞれその徴収の日の属する月の翌月十日までに政府に納付しなければならぬ。この場合において、当該給與所得の支拂を受ける者が第八項の規定による申告書を提出したときは、当該申告書に記載した事項を記載した新法第三十九條第一項又は第二項の規定による申告書を同條の規定により当該申告書を提出すべきものとされた日までに提出していたものとみなして新法第三十八條第一項の規定による所得税額を計算するものとする。
- 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法の規定の適用については、同法第三十八條第一項の規定により徴収して納付すべき所得税とみなす。
- 新法第四十八條第二項但書（同法第四十九條第二項において適用する場合を含む。）の規定は、昭和二十六年四月一日以後同法第四十八條第二項但書に規定する更正又は賦課の処分に関する通知をしたものに係る分から適用する。
- 第二項及び前項に定めるものを除く外、新法の規定（第六十一條の二の改正規定に係る部分、第六十一條の三及び第七十條第六号の改正規定に係る部分を除く。）は、昭和二十六年分以後の所得税から適用し、昭和二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 事業所得、不動産所得、山林所得又は譲渡所得を有する個人で、昭和二十六年一月一日以後これらの所得の計算に關し新法第二十六條の三第二項の規定に基き命令に準拠した帳簿書類を備えているものは、同條第四項の規定にかかわらず、この法律施行後二月以内、昭和二十六年分以後青色申告

書を提出することの承認について同項の規定による申請書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

8 新法第三十九條第一項の規定の適用を受ける者は、この法律施行の際にその者が新法第八條第三項から第五項までに規定する老年者、寡婦若しくは勤労学生に該当する場合又はこの法律の施行に因りその者について新法第八條第一項若しくは第二項に規定する扶養親族若しくは不具者とこの法律施行前に改正前の所得税法第三十九條の規定により提出した申告書に記載した扶養親族又は不具者とが異なることとなつた場合において、この法律施行後最初に給與所得の支拂を受ける日の前日まで、新法第三十九條第一項又は第二項の規定に準じて、申告書を政府に提出しなければならない。

9 昭和二十五年分について確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九條第一項に規定する申告書を提出した者については、詐偽その他不正の行為により当該年分の所得税を免れた場合を除く外、昭和三十年四月一日以後は、時効期間満了前でも、第六項の規定にかかわらず、当該年分に係る同法第四十四條又は第四十六條の規定による更正又は決定をすることができない。

10 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第二條第二項を削り、同條第三

項中「第二項」を「前項」に、「第十四條第一項」を「第十四條」に改める。

11 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「第二十一條の二第一項」、「第二十二條の二第一項」及び「第二十六條の三第一項」を削る。

12 昭和二十五年分の所得税に対する災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律附則第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項の規定による改正前の同法附則第四項の規定の例による。

13 連合国軍人等住宅公社法（昭和二十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項及び同條第二項の項番号を削る。
14 放送法（昭和二十五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。
第四十八條を次のように改める。

15 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。
第十條を次のように改める。
第十條 削除

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「法令による公団」、「の下に連合国軍人等住宅公社」を加え、同條第三号中「船舶運賃会」を「船舶管理委員会」に改め、同條第四号中「及び社会保険診療報酬支拂基金」を「社会保険診療報酬支拂基金及び日本放送協会」に改める。

第五條第三号中「国家公務員法」の下に「又は地方公務員法」を加え、「国家公務員の組合その他の団体を国家公務員又は地方公務員の団体に改める。
第七條の二第二項中「第三十一條の二」を「第三十一條の三」に改める。

第九條第二項中「又は罰金」を「、地方税法の規定による市町村民税又は罰金」に、「又は国税徴収法第九條第三項」を、「国税徴収法第九條第三項又は地方税法に」、「又は延滞加算税額に相当する国税を」、「延滞加算税額に相当する国税又は過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額若しくは延滞加算金額」に改め、同條第七項中「第九條の八」を「第九條の九」に改める。

第九條の二中「株式を」と「額面株式を」とに、「から当該株式の発行のために要した費用の額を控除した金額」と及び無額面株式を発行した場合のその発行価額のうち資本に組み入れなかつた金額」に改める。
第九條の五第一項中「合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者

に對し割当てた株式の金額又はこれらの者の出資に引き当てた金額の合計額」を「合併法人の合併に因り増加した資本又は出資の金額（合併に因り法人を設立した場合には、当該法人の設立の際における資本又は出資の金額）」に、「株式の拂込金額又は出資金額」を「資本又は出資の金額（被合併法人が二以上あるときは、これらの被合併法人の資本又は出資の金額の合計額とし、合併法人が被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合又は一の被合併法人が他の被合併法人の株式若しくは出資を有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に對し株式の割当又は出資の引当をしなければならず、その割当又は引当をしなければならず、株式又は出資は對應する被合併法人の資本又は出資の金額を控除した金額とする）」に改める。

第九條の六第二項第一号中「株式又は出資については、その拂込金額。以下本條において同じ。」を削り、同條第三号中「拂込金額」を「価額」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法人が株式を有している場合において、その株式を発行する法人が積立金額の全部又は一部を資本に組み入れたときにおけるその資本に組み入れた積立金額のうち、当該株式を有している法人の有する株式に對應する部分の金額
同條第三項中「前項各号の場合」を「前項第一号乃至第三号に規定する場合」に、「その拂込金額を、当該株式又は出資の価額」に改め、同條に次の一條を加える。

式又は出資の価額」に改め、同條に次の一條を加える。
第二項第一号又は第二号に規定する場合において、株式の消却、資本の減少、退社、脱退、出資の減少又は解散に因り取得する財産のうち株式又は出資があるときにおける当該株式又は出資の価額及び同項第三号に規定する場合において合併に因り取得する株式又は出資の価額は、前三項の規定の適用については、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。但し、第二項第一号又は第二号に規定する場合において取得する株式を発行する法人が無額面株式を発行しているとき及び同項第三号に規定する場合において合併に因り無額面株式を発行したときにおいては、当該株式の価額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額による。

一 当該株式の取得の要因となつた株式の消却、資本の減少若しくは出資の減少に関する決議があり、退社若しくは脱退があり、又は解散に因る残余財産の分配に関する決定があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を發行済株式の總数で除した金額
二 当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合においては、当該法人の設立の際における資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の總数で除した金額
第九條の八の次に次の一條を加える。

第九條の九 法人が各事業年度における

第一類第六号 大蔵委員会議録第十二号 昭和二十六年二月十日

いて第二十六條の三第四項の規定により還付を受けた金額(同條第五項の規定により充当された金額を含む)及び過誤納によつて還付を受け又は未納の国税、督促手数料、延滞金若しくは滞納処分費に充当された法人税額(第四十二條の規定による利息税額を除く)は、当該還付を受け又は充当された日の属する事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

第十六條第一項中「及び第九條の六」を、第九條の五に規定する合併差益金のうち被合併法人の積立金から成る部分の金額及び第九條の六又は第九條の九に改める。

第十七條第一項第二号中「同族会社」の下に「(同族会社でない法人を同族会社の判定の基礎となる株主又は社員のうち選定しない同族会社となる会社に限る。)」を加える。

第三十一條の二中「前三條を」第二十九條乃至第三十一條に改め、同條を第三十一條の三とし、第三十一條の次に次の一條を加える。

第三十一條の二 第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書(第二十三條の規定による申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載した申告書を含む)を提出した法人の当該申告に係る事業年度の課税標準又は法人税額(第十九條又は第二十條の規定により一事業年度とみなして課税標準を計算する期間に係る課税標準又は法人税額を含む)及び第二十六條の三第

一項の規定により第十八條第八項又は第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時になされた法人税額の還付の請求の基礎となつた欠損金額については、前三條の規定による更正又は決定、第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書の提出期限から三年を経過した日(その日前に申告書の提出があつた場合には、その日と申告書を提出した日から二年を経過した日)のいずれか遅い日)以後においては、これをなすことができない。但し、詐偽その他不正の行為により法人税を免れ又は第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた法人の当該法人税又は当該金額については、この限りでない。

前項の規定は、時効に関する他の法律の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第三十一條の三を第三十一條の四とする。

第三十四條第二項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、当該請求の目的となつた処分が青色申告書を提出した事業年度分に係る課税標準若しくは法人税額若しくは欠損金額の第二十九條乃至第三十一條の規定による更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に係る過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額の賦課に関する処分であるときは、当該更正若しくは決定に係る第三十三條の規定による税額、過少申告加算税

額、無申告加算税額又は重加算税額については、税金の徴収を猶予しない場合においても、当該再調査の請求があつた日から当該請求に係る事項について第七項の規定による決定の通知をなした日まででは、国税徴収法の規定による督促又は滞納処分をなすことができない。

同條第五項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十五條第一項中「第三項」を「第四項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同條第二項中「及び第四項」を「第三項及び第五項」に改め、同條第三項第二号中「第六項」を「第七項」に改め、同條第四項及び第五項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第六項中「国税庁長官又は」を削り、「第六項」を「第七項」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。但し、改正後の法人税法第三十四條第三項(同第三十五條第二項において準用する場合を含む)の規定は、同日以後同法第三十四條第三項に規定する更正若しくは決定又賦課の処分に関する通知をしたものに係る分から適用する。

した事業年度分について法人税法第十八條、第二十一條又は第二十二條の規定による申告書(同法第二十三條の規定による申告書でこれらの申告書に記載すべき事項を記載した申告書を含む)を提出した法人の当該申告に係る事業年度の課税標準又は法人税額(同法第十九條又は第二十條の規定により一事業年度とみなして課税標準を計算する期間に係る課税標準又は法人税額を含む)及び同法第二十六條の三第一項の規定により同法第十八條第八項又は同法第二十一條第四項の規定による申告書の提出と同時になされた法人税額の還付の請求の基礎となつた欠損金額については、法人が詐偽その他不正の行為により当該法人税を免れ、又は同法第二十六條の三第四項の規定による金額の還付を受けた場合を除く外、昭和三十年四月一日以後は、時効期間満了前でも、前項本文の規定にかかわらず、同法第二十九條から第三十一條までの規定による更正又は決定をすることができない。

通行税法の一部を改正する法律案
通行税法の一部を改正する法律案
通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「及汽船」を、「汽船(以下汽船等ト称ス)及航空機」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 左ノ者ニハ通行税ヲ課セズ但シ第一号又ハ第二号ニ掲グル者

ノ支拂フ寢台料金ニ対スル通行税並第三号又ハ第四号ニ掲グル者(汽車等ノ三等ノ乗客及汽船ノ二等ノ乗客ヲ除ク)ノ支拂フ本法施行地内ニ在ル停車場(飛行場ヲ含ム以下同ジ)間ノ旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又ハ寢台料金及第三号又ハ第四号ニ掲グル者ガ汽車等ノ三等ノ乗客又ハ汽船ノ二等ノ乗客トシテ支拂フ本法施行地内ニ在ル停車場間ノ寢台料金ニ対スル通行税ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第三号及第四号ニ掲グル者ヲ除ク外汽車等ノ三等ノ乗客
二 第三号及第四号ニ掲グル者ヲ除ク外汽船ノ二等ノ乗客
三 本法施行地外ヨリ本法施行地内ニ來ル乗客
四 本法施行地内ヨリ本法施行地外ニ行ク乗客

第四條中第一項を削り、同條第二項中「汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船」を「汽車等」に、「前項」を「前條」に改める。

第八條中「汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船」を「汽車等又ハ航空機」に改める。

第九條中「汽車、電車、乗合自動車又ハ汽船」を「汽車等又ハ航空機」に改め、「乗車船券」の下に「航空機搭乗券ヲ含ム以下同ジ」を加える。

第十四條第一号を同條第二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同條に第一として次の一号を加える。
一 第九條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
附則第一項の次に次の一項を加える。

本法ハ本州、北海道、四国、九州
及其ノ附屬ノ島(命令ノ定ムル地域
ヲ除ク)ニ之ヲ施行ス
附則第三項中「汽車、電車、乗合
自動車及汽船」を「汽車等」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月
一日から施行する。

2 改正後の通行税法第一條、第三
條、第八條、第九條、第十條及び
第十二條の規定中航空機の乗客、
航空機による運輸業を営む者及び
その者に代り航空機搭乗券を販売
する者に関する部分は、この法律
施行の日から起算して六月をこえ
ない期間内において政令で定める
日から適用する。

3 この法律施行前に課した、又は
課すべきであつた通行税について
は、なお従前の例による。

4 この法律施行前にした行為に対
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

登録税法の一部を改正する法律案

登録税法(明治二十九年法律第二

十七号)の一部を次のように改正す
る。

第六條第一項中「第六号」を削り、

同項第三号中「拂込株金額」を「資本
ノ金額」に改め、同項第四号中「増
資拂込金額」を増加資本ノ金額」に
改め、同項第五号から第八号までを
次のように改める。

五乃至八 創設

同條第一項第九号中「拂込株金額
及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資
ノ価格 千分ノ一・五」を「株式
其ノ

会社ニ在リテハ資本ノ金額
他ノ会社ニ在リテハ財産ヲ目的ト
スル出資ノ価格 千分ノ一・五」に改
め、同号但書中「拂込株金額及財産

ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価
格」を「資本ノ金額(当該会社株式会
社以外ノ会社ナル場合ニ在リテハ財
産ヲ目的トスル出資ノ価格)」に改
め、同條第十号中「増資拂込株金額
及財産ヲ目的トスル株金以外ノ出資
ノ価格 千分ノ一・五」を「株式会
社ニ在リテハ増加資本ノ金額、他
ノ会社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル
増出資ノ価格 千分ノ一・五」に改
め、同号但書中「拂込株金額及財産

ヲ目的トスル株金以外ノ出資ノ価
格」を「資本ノ金額(当該会社株式会
社以外ノ会社ナル場合ニ在リテハ財
産ヲ目的トスル出資ノ価格)」に改
め、同項第十四号ノ四「取締役」を
「代表取締役、取締役」に改め、同項

第十四号ノ五、第十五号但書及び第
十八号ノ四を削る。

第八條中「齒科医師」の下に「保
健婦、助産婦、甲種看護婦、厚生大
臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護
人」を加え、同條第一号中「医師、
齒科医師 金三千円」を

「医師、齒科医師 金三千円」を
「医師、保健婦、助産婦、甲種看護婦、厚
生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看
護人 金三千円」に改める。

第十四條第五号中「設定区域」を
「分割後ノ区域」に改め、同條第七号
を次のように改める。

七 抵当權ノ設定
債權金額 千分ノ六・五

七ノ二 債權法第五十一條ニ基キ
為シタル承諾及協定ニ因ル抵当
權ノ變更
每一件 金三百円

同條第十二号中「更正」を削る。
附則 凡そ附屬事項の規定

この法律は、公布の日から施行す
る。但し、第六條の改正規定は、商
法の一部を改正する法律(昭和二十
五年法律第六十七号)施行の日か
ら、第八條の改正規定中保健婦及び
助産婦に関する部分は、昭和二十六
年九月一日から施行し、第十四條及
び第十五條の改正規定は、債權法施
行法(昭和二十五年法律第二百九十
号)施行の日から適用する。

相統税法の一部を改正する法律案

相統税法(昭和二十五年法律第七

十三号)の一部を次のように改正す
る。

第七條中「扶養義務者(民法(明治
三十一年法律第九号)第八百七十七
條)を扶養義務者(配偶者及び民法
(明治三十一年法律第九号)第八百七
十七條)に改める。

第十二條第一項に次の一号を加え
る。

七 第三條第一項第一号に掲げる
保険金の合計額のうち十万円ま
での金額
第十四條第二項中「骨牌税」を削
り、「地方税法(昭和二十五年法律
第二十号)を「地方税法(昭和二十五
年法律第二百二十六号)」に改める。
第三十五條の次に次の一條を加え
る。

(更正の期間)
第三十五條の二 確定申告書、最終
確定申告書若しくはこれらの申告
書に係る期限後申告書又は第五十
七條第一項の規定による明細書
(当該明細書の提出期限後に提出
された明細書を含む)を提出した
者のこれらの申告書又は明細書に
係る年分の課税価格又は相統税額
については、前條の規定による更
正(課税価格又は相統税額を減額
する更正を除く)又は決定は、確
定申告書、最終確定申告書又は第
五十七條第一項の規定による明細
書の提出期限から三年を経過した
日(その日前に申告書又は明細書
の提出があつた場合には、その日
と申告書又は明細書を提出した日
から二年を経過した日とのいずれ
か遅い日)以後においては、する
ことができない。但し、詐偽その
他不正の行為により相統税を免れ
た者の当該相統税については、こ
の限りでない。

2 前項の規定は、時効に関する他
の法律の規定の適用を妨げるもの
と解してはならない。

第三十六條第一項中「前條」を「第
三十五條」に改める。

第四十五條第六項中「国税庁長官
又は」を削る。
第五十六條第一項中「二月一日か
ら同月末日」を「二月一日から同月
三十一日」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。但し、第十二條第一項第七
号及び第三十五條の二の改正規定
は、昭和二十六年一月一日以後に
相続、遺贈又は贈與に因り取得し
た財産に係る相統税から適用す
る。

2 この法律施行の際、昭和二十六
年一月一日以後に相続又は遺贈に
因り相統税法第三條第一項第一号
に掲げる財産を取得した者が当該
財産の価格を課税価格に算入した
概算申告書を提出している場合に
おいて、当該申告に係る課税価格
又は相統税額が同法第十二條第一
項第七号の改正規定の施行に因り
過大となることとなつたときは、
その者は、この法律施行後四月以
内に、当該概算申告書に係る同法
第三十二條第一項の規定による更
正の請求をすることが出来る。

3 昭和二十五年十二月三十一日ま
でに相続、遺贈又は贈與に因り取
得した財産について最終確定申告
書、最終確定申告書若しくはこれ
らの申告書に係る期限後申告書又
は相統税法第五十七條第一項の規
定による明細書(当該明細書の提
出期限後に提出された明細書を含
む)を提出した者のこれらの申告
書又は明細書に係る年分の課税価
格又は相統税額については、詐偽
その他不正の行為により当該相統

2 改正前の登録税法第六條第一項第七号の規定は、前法の一部を
改正する法律施行後も、當分の間、その効力を有する。

第一類第六号、大蔵委員會議録第十二号 昭和二十六年二月十日

二五

ニ付之ヲ濫用ス

第十五條ノ第二項中「骨牌稅五倍ニ相當スル罰金ニ処ス」を「五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ

第二項から第四項までを次のように改める。

前項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ付スル骨牌税相当額ノ十倍ガ五万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超ユル該相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

前條第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ犯罪ニ係ル骨牌ニ付テ之ヲ準用ス

第十三條第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前條第四項ニ依リ骨牌税ヲ納付シタル骨牌ヲ所持スル者ニ付テ之ヲ準用ス

第十五條ノ三第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テ其ノ骨牌ヲ所持者ヲ引取人ト看做シ直ニ骨牌税ヲ課ス但シ該骨牌ニ付既ニ骨牌税ヲ納付シタルコトノ証明アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條を次のように改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた骨牌税については、なお従前の例による。但し、この法律施行前に骨牌税を課せられた骨牌を製造所にもどし入れし、又は移入した場合における当

該骨牌については、改正後の骨牌税法第十一條ノ二の規定を適用し、改正前の骨牌税法第十五條第三項、第十五條ノ二第四項及び第十五條ノ三第二項の規定により現金をもつて骨牌税を納付した骨牌については、改正後の骨牌税法第十三條第三項、第十五條第五項及び第十五條ノ二第四項の規定を適用する。

3 この法律施行前にした行為に対する罰金の適用については、なお従前の例による。

○池田田務大臣 議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外六法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

政府は昨年中中央地方を通ずる税制の根本的改正を行い、国民の租税負担の軽減合理化をはかつたのであります。が、今日の国民生活の実情から考慮いたしますと、国民の負担はなお相当重たし、本年重ねて大幅の減税を断行し、国民生活の安定、資本の蓄積に資することといたしたのであります。そのうち酒税の引下げ、物品税の改正、砂糖消費税及び揮発油税の引下げ並びに給與所得に対する源泉徴収税額の暫定的軽減につきましては、さきに第九回国会におきまして御審議を経ましたが、すでに実施いたしておるのであります。今回さらに所得税法外六税法につきまして、その改正案を提案する運びと相なつた次第であります。なお租税特別措置法その他の改正案につきましては、追つて提案いたす予定であります。まず今回の税制改正の基本方針につ

きまして申し上げます。改正の方針としましては、第一に、昨年の減税に引続いて重ねて本年度において約七百四十億圓に達する、減税を断行し、国民租税負担の軽減合理化をはかつておるのであります。

第二には、税制の根本につきましては、昨年の改正によりまして確立いたしておりますので、今回は制度の根本を變更することは差控えたのであります。が、負担の一層の公平化と合理化をはかるため、必要な若干の補正を行うとともに、税制の簡素化をはかつたのであります。

第三には、朝鮮動乱後変化する国際情勢に対処して、早急にわが国経済の自立を達成することが緊要となつておりまして、そのためには急速な資本の蓄積が要請されますので、税制上資本蓄積に資するため、各般の措置を講じたのであります。

次に、各税に関する改正の概要について申し上げます。

まず所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。先ほども申し上げましたごとく、今回の改正におきましては、負担の軽減を第一義といたしており、このため、まず基礎控除を現行二万五千圓から三万円に、扶養控除及び不具者控除を現行一万二千元から一万五千元に、それら引上げるとともに、税率につきましては、従来の税率適用上の階級区分の刻みの幅が低額所得のところを狭く、累進税率の上昇が急激となつておりましたのを修正し、所得階級区分のうち、八万円を越える金額と十二万円を越える金額との段階を撤廃し、最高税率の適用限度

を従来の五十万円から百万圓に引上げることといたしました。

以上により、所得税の負担は相当軽減されることとなるのであります。たとへば給與所得者について申し上げますと、月収五千圓の單身者は、現行の負担額月四百三十三圓が改正後は三百五十圓となりまして、その軽減割合は一割九分一厘となり、また扶養親族四人で月収一万五千圓を有する者は、現行の負担額月千四百五十八圓が改正後は千四百圓となりまして、その軽減割合は二割四分二厘となるのであります。

次に、事業所得者について申し上げますと、扶養親族四名で年所得十萬圓の者は、現行負担額年五千四百圓が改正後は二千圓となりまして、その軽減割合は六割二分九厘となり、また扶養親族四名で年所得二十萬圓の者は、現行負担額年三万三千三百圓が改正後は二万五千圓となり、その軽減割合は二割三分四厘となるのであります。

次に、租税力の比較的薄弱と認められる老年者、寡婦及び勤労学生につきましては、これらの者の所得から一万五千圓を特別に控除することといたしました。さらに、税制の簡素化をはかる趣旨から、従来の資産所得の合算及び扶養親族の所得の合算の制度を廃止することといたしました。以上の特別控除を認められる者、あるいは所得合算の適用を受ける者につきましては、前に申し上げました軽減割合よりも、さらに一層負担の軽減を受けることとなるのであります。

次に、資本蓄積措置の一環として、生命保険契約に基いて支拂つた保険料については、二千圓を限度として所得から控除することといたしました。この改正により生命保険の増加に資し得るとともに、相当の負担の軽減となるのであります。

さらに、所得税制の補正的改正といひましては、申告所得の運管面の改善が急務となつてゐる状況にかんがみ、一般の申告期限及び納期を現行の農業者の場合と同様七月、十一月及び翌年二月の三期として、納税者の十分な協力によつて自主的な申告及び約付が行われるとともに、税務官庁が所得の正確な調査をし、公平な課税が行われ得るよう措置いたしておるのであります。また青色申告制度を助長するための措置として、青色申告者が再調査または審査の請求をしてゐる間は、督促または差押え公売等の滞納処分を行うことができないことといたしました。

次に、従来更正決定をなし得る期間は、一般の時効期間の適用を受け、申告期限後五年となつてゐるのであります。が、課税を長く未確定のままにいたしておくと適当でないと考えられますので、今後は原則として申告書提出期限から三年後には、更正決定を行うことができないことといたしてゐるのであります。なおこの制度は法人税及び相続税についても設けることといたしてあります。

また近く改正商法が施行されることに伴い、所要の規定の整備を行いますとともに、給與所得者の確定申告書の提出限度を引き上げる等、所得税制の簡素合理化をはかることに努めまします。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。昨年根本的

改正を行い、相当大幅な負担の軽減をはかりましたので、今回は若干の規定を整備するにとり、近く提案する見込みの租税特別措置法におきまして、資本蓄積を促進するため必要な措置を講ずることとしておきます。

法人税法の改正としましては、近く改正商法が施行されることに伴い、無額面株式を発行した場合の発行価格のうち、資本に組み入れなかつた金額を、額面株式を発行した場合のプレミアムと同様、益金に算入しないこととする等規定の整備をはかることとし、また法人税法に規定する同族会社に該当する会社でありまして、その親会社が非同族会社であるときは、同族会社の積立金課税を行わないこととしたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

相続税におきましては、資本蓄積措置の一環として、被相続人の死亡により、相続人その他の者が取得する生命保険金につきましては、取得者ごとに十万円を限度として特別に控除することとしております。

次に、通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

通行税につきましては、近くわが国で民間航空が再開される見込みでありますので、その際は航空機の乗客に対し、通行税の一般税率である百分の二十で課税を行うこととするともに、汽船の二等乗客の料金に對し、その性質にかんがみ通行税を課さないこととしていたしました。

次に登録税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

登録税の改正はまったく技術的なものでありまして、近く改正商法が施行されることに伴いまして、無額面株式が発行される場合には、その発行価額のうち資本に組み入れられた金額に對して、登録税を課することとする等規定の整備をはかつております。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

印紙税につきましては、受取書、手形、売買契約書、借用証書等の課税最低限は百円、また物品切手のそれは十円となつておりますのを、最近における経済取引の事情より考慮いたしまして、前者については、千円に、後者については五十円に、それら、引上げることにいたしましたのであります。

最後に、骨牌税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

従来トランプ及び花札に對しましては、一組につき百三十円の税率で課税して参つたのであります。これは高率に過ぎるからありますので、さきに物品税の税率を引下げたことと関連しまして、一組につき五十円の税率に改めることとしたのであります。

以上各法律案につきまして、その大要を申し上げますが、昭和二十六年度の租税及び印紙収入の予算額は、四千四百四十五億円となるのであります。これは税制改正を行わない場合の収入見込額五千八百八十八億余円に對しまして、約七百四十三億円の減税となるのであります。減税額の内訳を各税について申し上げますと、まず所得税におきましては、源泉徴収の所得税で三百十億九千九百万円、申告納税の所得税で三百三十三億八千万円、合計六百四十四億千九百万円、法人税におきましては、重ねて再評価を行うことにより、再評価税におきまして十五億千二百萬円、輸入砂糖に對する課税により六十億四、計七十五億千二百萬円の増収となり、差引五百七十一億五千八百萬円の減税となるのであります。これに今回の改正の一環として、酒の改正、揮発油税及び砂糖消費税の引下げによる減収額百七十一億五千八百萬円を加え、七百四十三億千六百萬円の減税となる次第であります。

政府は昨年の減税に引き続き、今年さらに以上のごく巨額の減税を断行いたしまして、国民生活の安定、資本の蓄積に資することとしていたしております。税制の改正とともに、さらには一般の改善を加え、納税の円滑化、課税の適正をはかるため万全の措置を講ずる考えであります。国民各位の深い御理解と一層の御協力を、切に期待する次第であります。

今回提案いたしました各法律案につきましては、何とぞ御審議の上、さやかに賛成せられんことを切望してやまない次第であります。

人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案の三改正案、及び後刻提出付託を予定せられております租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、一般的関心及び目的を有する重要な歳入法案と思われ、公聴会を開き、広く一般から意見を聴取いたしたいと存じますが、右四案について公聴会を開くことに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○夏堀委員長 御異議ないようです。さう決定いたします。

なお公聴会開会承認要求書、公聴会開会報告書の提出、公聴人の選定等、公聴会開会に関する手続等は、すべて委員長及び理事に御一任願いたいと存じます。この点も御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○夏堀委員長 御異議ないようです。さう決定いたします。

次に、同じく昨二十九日付託に相なりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案、及び開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案を一括議題として、政府当局より説明を聴取いたします。西川政府委員。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「四十億円」を「六十億円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案

1 政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一條の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十六年度において、一般会計から、十四億二千三百二十九万円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

○西川政府委員 国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。本公庫は、発足以来国民大衆の資金需要に應ずるため再三の増資を行いまして、昨年十二月末までに、普通小口貸付四十二億四千万円の貸付を行い、

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

一般の金融機関から融資を受けることが困難な国民大衆の生活を建て直し、経済の復興に寄與して参つたのであります。昭和二十六年におきまして、公庫に対する資金需要は依然相当の額に上るものと予想せられまして、この種資金の円滑な運用をはかることはきわめて必要でありますから、この際公庫の資本金四十億円を六十億円とすることとし、昭和二十六年予算におきまして、公庫に対する出資金二十億円を計上したのであります。明年度におきましては、この増資額二十億円に既往の貸付金の回収金を加え、最低約五十億円の新規資金が確保されることとなつております。

以上の趣旨によりまして、本法律案を提案した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願いたします。

次に、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

開拓者資金融通法による農地の開拓者に対する資金の貸付に関する歳入歳出につきましては、開拓者資金融通特別会計を設けて経理いたしておりますが、この貸付金の財源は、従来この会計の負担で発行する公債または借入金によつて調達して参つたのであります。健全財政の見地から安当でないと思われまして、昭和二十四年度から引続き一般会計からの繰入金をもつて、その財源に充てて参つたのであります。

昭和二十六年におきましても、前年度と同様の趣旨をもちまして、営農資金として十億一千四百四万円、共同

施設資金として四千二百二十五万円、営農促進対策資金として三億六千七百万円、合計十四億二千三百二十九万円の貸付を計画いたしておりますので、この額を一般会計から繰入れまして、貸付金の財源に充てることといたしたのであります。なおこの繰入金は、将来貸付金がこの会計へ償還されますので、繰入額に相当する金額に達するまで、予算の定めるところにより、一般会計へ繰りもどす規定を設けることといたしたのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○田中（鐵）委員 議事進行上ちよつと申し上げたいのであります。税制に関連いたしました、資料を要求いたしましたと思うのでありますが、実はきょう提案説明を、伺つたばかりでございまして、飛び／＼に要求することもありかと思ひますので、月曜日ないし火曜日ごろにまとめて、資料の提出を要求いたしたいと思ひます。その点あらかじめ政府当局にお含みおき願ひたいと思ひます。きょう若干のものは要求する準備もいたして来たのでありますけれども、全部まとめて要求いたしたいと思ひますから、月曜日か火曜日にお願いいたします。

○夏堀委員長 それでは月曜日に必要な各資料の御要求を各員から提出するようにお願いいたします。

それでは、きょうはこれをもつて散会いたします。

午前十一時二分散会

昭和二十六年二月十七日印刷

昭和二十六年二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所